

平成 2 2 年各会計定例監査
(平成 2 1 年度執行分)報告書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成22年各会計定例監査（平成21年度執行分）の結果に関する報告を次
のとおり提出する。

平成22年9月13日

東京都監査委員	相川博
同	三原將嗣
同	三栖賢治
同	筆谷勇
同	金子庸子

目 次

第1	監 査 の 概 要	1
第2	監 査 結 果 の 大 要	2
第3	監 査 の 結 果 (各局別)	1 2
	青少年・治安対策本部	1 2
	主 税 局	1 3
	都 市 整 備 局	1 5
	環 境 局	1 7
	福 祉 保 健 局	2 2
	病 院 経 営 本 部	2 4
	産 業 労 働 局	2 9
	中 央 卸 売 市 場	3 4
	建 設 局	3 5
	港 湾 局	3 9
	会 計 管 理 局	4 0
	東 京 消 防 庁	4 2
	交 通 局	4 4
	水 道 局	4 7
	下 水 道 局	5 8
	教 育 庁	6 0
	警 視 庁	7 1

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成22年定例監査を実施した。

2 監査期間

平成22年1月14日から平成22年9月2日まで
局別の詳細は別表1（P. 8）のとおりである。

3 監査対象局

知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全28局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。実地監査場所は、別表2（P. 9）のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率（%）
本庁	139	139	100
事業所	775	306	39.5
計	914	445	48.7

4 監査対象範囲

平成21年度における各局の予算の執行、財産の管理等を対象として実施した。
なお、平成21年度東京都財務諸表の作成についても併せて検証した。

5 監査の観点

合規性の観点に加え、経済性、効率性、有効性の観点から監査を行った。

合規性：法令等に則っているか

経済性：より少ない経費や労力で同様の効果を得られないか

効率性：同様の経費や労力でよりよい効果を得られないか

有効性：目的に適った効果を上げているか

第2 監査結果の概要

1 総括

今回の監査の結果、是正・改善すべき事務が認められたので、表2のとおり、14局に対して、46件の指摘、4件の意見・要望を行った。

詳細は、「第2 監査の結果（各局別）」のとおりである。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

局名	指摘事項					意見・ 要望事項	計
	歳入	歳出	財産	その他	小計		
主税局	2				2		2
都市整備局		1			1		1
環境局	2				2	1	3
福祉保健局	1				1		1
病院経営本部	2	2			4	1	5
産業労働局		2		1	3		3
中央卸売市場	1				1		1
建設局		4			4		4
会計管理局						1	1
東京消防庁		1			1	1	2
交通局				3	3		3
水道局	5	1		1	7		7
下水道局	2				2		2
教育庁	1	5		9	15		15
計	16	16	0	14	46	4	50

なお、局の課題に対する認識や運営方針等について、新任の局長等に対して、監査委員が「トップインタビュー」を行った。インタビューの概要は、局別事項に記載している。

また、重点監査事項として、「資金前渡」が適正に行われているかについて、各局、所について横断的に検証したが、指摘して改善を求めるべき特段の事項は見受けられなかった。

2 主な指摘事項及び意見・要望事項

(1) 合規性の観点からの指摘事項

ア 事後契約について

(ア) 検査資材等の購入に係る契約手続きを適正に行うべきもの

健康安全研究センター多摩支所は、検査資材等の購入に当たり、本来、予め見積書を徴したうえで契約し、その後、納品させるべきところ、19件1,018万6,244円について、納品後に契約を締結していた。

(福祉保健局、P. 22)

(イ) 単価契約工事にかかる指示を適切に行うべきもの

第六建設事務所は、平成20年度に実施した2件の工事(66万3,507円)について、平成21年度の契約により工事費を支払っていた。

(建設局、P. 35)

イ 学校徴収金の管理を適切に行うべきもの

生徒が使用する副教材や校外学習等の学校教育に必要な経費を学校長が生徒の保護者から徴収する「学校徴収金」について、平成21年行政監査に引き続き、各学校が適正に管理しているかを検証したところ、

- ① 学校徴収金の未納がある生徒について徴収額を上回る費用を支出している
- ② 転退学した生徒に対して学校徴収金の残額を返還していない
- ③ 本来は公費で購入すべき物品を学校徴収金を用いて購入している

など、18校において、22件の誤った事務処理を行っていた。

(教育庁、P. 63からP. 70まで)

(2) 経済性・効率性の観点からの指摘事項

ア ネットワーク機器等の更新に係るリース契約について

局が、都の事務用情報通信ネットワークのために借り入れたネットワーク機器（以下、ハブ等という。）について、

- ① 動作保証付きの借入契約を締結しているため、予備を借り入れておく必要がないにもかかわらず、予備のハブを115台借り入れた。
- ② 都の推奨基準に基づきハブの性能を定めるべきところ、基準を上回る性能のハブ等を借り入れた。

ことにより、合計で約859万円の不経済支出が発生している。

（建設局、P. 36）

イ 社会福祉施設に係る料金の減額を適正に行うべきもの

社会福祉施設のうち、一定の基準を満たすものは、水道料金及び下水道料金の減額を受けられるが、公設民営の施設などは、本来、減額の対象とならない。しかし、墨田、杉並、新宿、品川の各営業所は、減額の対象でない4施設について、誤って減額していた。

各所は、社会福祉施設の情報をインターネットなどで把握した上で、必要な施設に絞り込んで現地調査を行うなど、減額の適正性について、効率的に調査を行う必要がある。

（水道局、P. 48）

(3) 有効性の観点からの指摘事項

ア 運転資金貸付金制度について適切に見直すよう検討すべきもの

局は、平成16年度から、各区市町村シルバー人材センターに対する運転資金の貸付事業を行っているが、監査日現在まで、貸付を行った実績がないため、貸付制度について、廃止を含め、見直しが必要である。

（産業労働局、P. 29）

(4) 意見・要望事項

ア 森林保全ボランティア育成事業の修了者について

局は、森林保全を行うボランティアを育成するために多摩の森・大自然塾など森林保全のための人材育成事業を実施している。

一方、局は、森林保全等にかかるボランティア団体とボランティア希望者のマッチングを目的とする「緑のボランティア登録事業」も実施している。

森林保全のための人材育成事業に参加する都民は、積極的に森林にかかるボランティア活動に参加する意図を持つ可能性が高いが、局は人材育成事業の修了者に対し、緑のボランティアへの登録を促していない。

(環境局、P. 20)

3 東京都財務諸表等の監査

(1) 監査の目的

平成21年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

(2) 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び特別会計（17会計））の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

① 局別会計別財務諸表

平成22年8月3日から同月6日まで

② 東京都財務諸表

平成22年8月27日

(3) 監査の方法

ア 財務諸表相互間（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）の整合性の確認

イ 前期の財務諸表との継続性の確認

ウ 歳入歳出決算（官庁会計）との整合性の確認

エ 財産情報システムの残高と貸借対照表残高（公有財産等）との整合性の確認

オ 物品管理システムの残高と貸借対照表残高（重要物品）との整合性の確認

カ 貸借対照表の科目別残高の確認

① 「財産に関する調書」との突合

② 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

③ 減価償却計算に関する検証（抽出による）

など

キ 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金及び退職給与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

ク 特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他流動資産、その他行政収入など）について、計上した理由や妥当性について検証

(4) 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に概ね準拠して作成されているものと認められる。

平成18年度に新公会計制度が導入されてから、各局において、資産の開始残高及び期中取引に係る計数の精度の向上に関する努力が行われている。都市整備局では、数年かけて財産及び物品に関する一斉点検を実施している。また教育庁では、資産の異動処理に際して、本庁が都立学校の事務担当者に照会して内容確認を行うなど、両局とも精力的な取組みを行っている。

しかし、資産の期中取引では、一部の局において、物品の集中購買など、会計処理を行う部署（本庁など）と資産の登録を行う部署（出先事務所など）が異なる場合に、固定資産の計上に係る事務処理において双方の連携が十分でない状況が依然として見られた。また、東京都の業務を受託した事業者が、都に代わって資産を取得した場合に資産の登録が漏れている事例も見受けられた。

該当する局では、必要に応じて内部統制の更なる整備を行う必要がある。

財務諸表の精度向上のためには、職員が複式簿記の概念や東京都会計基準を理解していることが最も肝要である。

各局では、システムへの誤入力や仕訳等の誤りなどに対処するため、新公会計制度の事務担当者への指導を行っている。特に主税局と建設局では、出先事務所が多いことから、局として独自に財務諸表に関する研修を毎年実施している。その研修内容を見ると、単に事務処理方法やシステム機器の操作に留まらず、新公会計制度の意義・財務諸表の基礎的解説にまで言及し、体系的なものとなっている。両局以外の局においても、これを参考に、研修を一層充実する必要がある。また、会計管理局は、平成22年度から従来の説明会を中央研修「新公会計制度研修」として拡充したところであり、今後この研修の成果を期待したい。

各局では、今後とも財務諸表の精度向上に向けて、引き続き、事務担当者への指導を徹底すべきである。

(別表1) 実地監査日程

局名	実査日程
知事本局	平成22年6月17日
青少年・治安対策本部	平成22年6月17日及び18日
総務局(注1)	平成22年5月18日から同月28日まで 平成22年6月16日
財務局	平成22年4月19日から同月22日まで
主税局	平成22年2月4日から同年3月5日まで 平成22年6月16日及び17日
生活文化局(注2)	平成22年1月14日から同年2月3日まで
スポーツ振興局(注3)	平成22年1月14日から同年2月3日まで 平成22年6月16日
都市整備局	平成22年4月9日から同年5月11日まで 平成22年6月18日
環境局	平成22年4月9日から同月19日まで 平成22年6月17日
福祉保健局(注1)	平成22年4月16日から同年5月25日まで
病院経営本部	平成22年5月12日から同月26日まで
産業労働局	平成22年5月17日から同年6月2日まで
中央卸売市場	平成22年1月14日から同年2月3日まで 平成22年6月16日及び17日
建設局	平成22年2月10日から同年3月12日まで 平成22年6月17日及び18日
港湾局	平成22年4月9日から同年4月27日まで 平成22年6月18日
会計管理局	平成22年3月2日から同月5日まで
東京消防庁	平成22年1月21日から同年2月5日まで 平成22年6月17日及び18日
交通局	平成22年4月12日から同年5月14日まで
水道局	平成22年1月18日から同年2月19日まで 平成22年6月16日及び17日
下水道局	平成22年1月18日から同年2月9日まで 平成22年6月17日及び18日
教育庁(注1)	平成22年4月28日から同年6月10日まで
警視庁(注1)	平成22年4月12日から同月27日まで 平成22年6月16日
選挙管理委員会事務局	平成22年3月17日及び18日 平成22年6月17日
人事委員会事務局	平成22年3月5日
監査事務局	平成22年3月8日
労働委員会事務局	平成22年3月19日 平成22年6月18日
収用委員会事務局	平成22年3月23日 平成22年6月18日
議会局	平成22年3月3日及び4日

(注1) 大島所在事業所は平成22年6月8日から同月11日まで、八丈島所在事業所は平成22年5月25日から同月28日まで

(注2) 旧生活文化スポーツ局

(注3) 旧東京オリンピック・パラリンピック招致本部分

(別表2) 実地監査場所一覧

局名	本庁	事業所	
知事本局	総務部、地方分権推進室、外務部、 基地対策室、政策部、計画調整部	6	
青少年・治安 対策本部	総合対策部	1	
総務局	総務部、行政改革推進部、情報シ ステム部、首都大学支援部、人事 部、行政監察室、行政部、総合防 災部、統計部、人権部、国体・障 害者スポーツ大会推進部	11	公文書館、大島支庁、八丈支庁
財務局	経理部、主計部、財産運用部、建 築保全部	4	
主税局	総務部、税制部、課税部、資産税 部、徴収部	5	千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・ 渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子 各都税事務所、青梅・町田各都税支所、 品川・足立・多摩各自動車税事務所
生活文化局 (注1)	総務部、広報広聴部、都民生活 部、消費生活部、私学部、文化振 興部、スポーツ振興部	7	消費生活総合センター、計量検定所、東 京ウィメンズプラザ
スポーツ 振興局(注2)	旧東京オリンピック・パラリンピ ック招致本部企画部、招致推進 部、新施設建設準備室	1	
都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅 政策推進部、都市基盤部、市街地 整備部、市街地建築部、都営住宅 経営部	7	第一区画整理事務所、第二区画整理事務 所、再開発事務所、多摩建築指導事務 所、東部住宅建設事務所、西部住宅建設 事務所
環境局	環境政策部、都市地球環境部、環 境改善部、自動車公害対策部、自 然環境部、廃棄物対策部	6	多摩環境事務所
福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策 部、保健政策部、生活福祉部、高 齢社会対策部、少子社会対策部、 障害者施策推進部、健康安全部	9	監察医務院、府中・板橋各看護専門学校、 西多摩・町田・多摩立川・多摩府中・島 しょ各保健所、島しょ保健所大島・八丈 各出張所、西多摩福祉事務所、板橋・東 村山各ナーシングホーム、東村山老人ホ ーム、萩山実務学校、誠明学園、児童相 談センター、児童会館、品川・杉並・足 立・小平各児童相談所、心身障害者福祉 センター、北療育医療センター、北療育 医療センター城南分園、府中療育センタ ー、中部・多摩各総合精神保健福祉セン ター、精神保健福祉センター、健康安全 研究センター、健康安全研究センター多 摩支所、芝浦食肉衛生検査所
病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2	広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各 病院、多摩総合医療センター、小児総合 医療センター

(注1) 旧生活文化スポーツ局

(注2) 旧東京オリンピック・パラリンピック招致本部分

局名	本庁	事業所	
産業労働局	総務部、商工部、金融部、金融監理室、観光部、農林水産部、雇用就業部	7 農業振興事務所、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、労働相談情報センター、労働相談情報センター八王子事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター赤羽校、城南職業能力開発センター、城南職業能力開発センター大田校、城東職業能力開発センター、城東職業能力開発センター江戸川校、城東職業能力開発センター足立校、城東職業能力開発センター台東分校、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター武蔵野校、多摩職業能力開発センター府中校、東京障害者職業能力開発校	17
中央卸売市場	管理部、事業部	2 築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西各市場	11
建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	15
港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所	3
会計管理局	管理部	1	0
東京消防庁	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	8 消防学校、消防技術安全所、臨港・赤坂・大井・大森・目黒・玉川・中野・豊島・赤羽・尾久・西新井・本田・小岩・武蔵野・調布・東村山・北多摩西部・福生・秋川・板橋各消防署（注3）	22
交通局	総務部、職員部、資産運用部、自動車部、電車部、車両電気部、建設工務部	7 巣鴨・千住・品川・南千住・江東・江戸川・早稲田・小滝橋各自動車営業所、荒川電車営業所、日暮里舎人営業所、五反田・新橋・巣鴨・馬喰・大門・上野御徒町各駅務管理所、馬込・大島各車両検修場、浅草線電気管理所、大島保線管理所、工務事務所、発電事務所	22
水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部 多摩水道改革推進本部調整部、施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、千代田・文京・台東・江東・墨田・荒川・葛飾・杉並・新宿・大田・品川・世田谷・渋谷・練馬・板橋各営業所、立川給水管理事務所、多摩給水管理事務所、八王子給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、村山山口貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・砧・長沢・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所	39

（注3）下線の消防署を会場署として集合監査を実施した。

局名	本庁	事業所		
下水道局	総務部、職員部、経理部、 計画調整部、施設管理部、 建設部、流域下水道本部管 理部、技術部	8	中部、北部第一、北部第二、東部第一、 東部第二、西部第一、西部第二、南部、 森ヶ崎水再生センター、基幹施設再構築 事務所	10
教育庁	総務部、都立学校教育部、 地域教育支援部、指導部、 人事部、福利厚生部	6	多摩教育事務所、東部・中部・西部各学 校経営支援センター、教職員研修セン ター、大島・八丈各出張所、教育相談セン ター、中央図書館、田園調布・駒場・蒲 田・八潮・ <u>北多摩</u> ・板橋・ <u>大泉桜</u> ・葛西 工業・ <u>深川</u> ・南平・ <u>日野</u> ・世田谷総合・ <u>杉並総合</u> ・忍岡・ <u>日本橋</u> ・小川・ <u>町田</u> ・ 赤羽商業・ <u>桐ヶ丘</u> ・墨田川・ <u>淵江</u> ・昭和・ <u>東大和南</u> ・西・大田桜台・秋留台・ <u>武蔵</u> <u>村山</u> ・大崎・白鷗・清瀬・ <u>田無工業</u> ・松 原・荒川工業・国立・ <u>若葉総合</u> ・大泉・ 墨田工業・富士森・飛鳥・農産・福生・ 北豊島工業・新宿山吹・多摩科学技術・ <u>小金井工業</u> ・大島・大島海洋国際・八丈 各高等学校、立川国際中等教育学校、 <u>白</u> <u>鷗高等学校附属中学校</u> 、城北・村山・府 中・王子第二・羽村・調布・水元・港・ 板橋・田無・府中朝日各特別支援学校、 葛飾盲学校、大塚ろう学校、あきる野学 園（注4）	71
警視庁	総務部、警務部、交通部、 警備部、地域部、公安部、 刑事部、生活安全部、組織 犯罪対策部	9	<u>万世橋</u> ・愛宕・高輪・ <u>東京湾岸</u> ・荏原・ 池上・世田谷・ <u>碑文谷</u> ・原宿・四谷・高 井戸・ <u>本富士</u> ・下谷・蔵前・ <u>千住</u> ・綾瀬・ 本所・葛飾・ <u>小松川</u> ・小平・ <u>三鷹</u> ・青梅・ <u>八王子</u> ・王子・大島・八丈島各警察署（注 5）	26
選挙管理委員会事 務局	選挙管理委員会事務局	1		0
人事委員会事務局	任用公平部、試験室	2		0
監査事務局	監査事務局	1		0
労働委員会事務局	労働委員会事務局	1		0
収用委員会事務局	収用委員会事務局	1		0
議会局	管理部、議事部、調査部	3		0

（注4）下線の学校は、近隣の学校で集合監査を実施した。

（注5）下線の警察署を会場署として集合監査を実施した。

第3 監査の結果（局別）

青少年・治安対策本部

1 トップインタビュー

(1) 青少年の健全育成に向けた総合対策について

子どもや若者が健やかに暮らせる首都東京の実現を目指し、関係各局や警視庁、区市町村、国等と連携して様々な事業に取り組んでいる。特に、ひきこもり等の状態にある若者の問題は、誰にも相談できずに悩んでいる本人や家族だけでなく、社会にとっても大きな損失であり、自立支援に向けた取組を積極的に進めている。

(2) 都民の安全確保対策について

世界一安心して安全な首都東京の実現に向けて、治安対策等を実施している。特に、振り込め詐欺対策では、警視庁や区市町村、金融機関等と連携して取組みを強化した結果、平成21年の発生件数は前年の半分以下に激減したものの、平成21年下半年から増加に転じ、警察官や行政機関になりすました振り込め詐欺など新たな手口が発生しており、今後とも取組みを強化していく。

(3) ハイパースムーズ作戦の取組みについて

交通渋滞対策事業として「ハイパースムーズ作戦」に取り組んでいる。三環状道路等の道路ネットワーク整備にあわせ、既存の道路を活用した即効性のある渋滞対策として実施しており、具体的には、信号制御の高度化、ルート別所要時間等を表示する交通情報板の設置、道路施設の改善、荷さばき可能駐車場の増などにより、道路交通の円滑化を進めている。

主 税 局

1 指摘事項

(都 税)

(1) 固定資産税・都市計画税の課税を適正に行うべきもの

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在における固定資産の所有者に対して課することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）第343条及び第702条）。

このうち住宅用地については、特例措置により、固定資産税・都市計画税の課税標準が軽減されており、住宅の数1戸当たり200㎡以下の土地については、小規模住宅用地として、さらに軽減措置が設けられている。

ところで、Aが所有する土地56.06㎡について、住宅が存在するとして住宅用地と認定しているが、平成19年9月から住宅が滅失していることが認められた。

しかしながら、墨田都税事務所は、住宅の滅失後も家屋について課税しており、土地については、住宅用家屋が存在しないことから非住宅用地として課税すべきであるにもかかわらず、小規模住宅用地として軽減措置を適用している。

この結果、表1のとおり、平成20年度及び平成21年度について、家屋は2万4,276円の課税超過、土地は23万1,328円の課税不足となっている。

所は、固定資産税・都市計画税の課税を適正に行われたい。

(墨田都税事務所)

(表1) 税額正誤表

(単位：円)

年 度	区 分	正税額(A)	既税額(B)	差額(A-B)
平成20年度	土地	161,009	51,605	109,404
	家屋	0	12,138	△12,138
平成21年度	土地	177,110	55,186	121,924
	家屋	0	12,138	△12,138
合 計	土地	338,119	106,791	231,328
	家屋	0	24,276	△24,276

(都 税)

(2) 納税義務の同時消滅を適切に行うべきもの

地方税法では、滞納者について、滞納処分をすることができる財産がないときには、滞納処分の執行を停止することができることと定めており（第15条の7第1項第1号）、執行の停止が3年間継続したときは、その納税義務は消滅することとしている（同条第4項）。

ただし、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納税義務を直ちに消滅させることができるとしており（同条第5項。以下「同時消滅」という。）、このため、局は通知

により、法人の滞納者については、将来事業再開の見込みのないなど一定の要件を満たす場合に、同時消滅の処理を行うことができるとしている。

ところで、文京都税事務所における事務処理について見たところ、表2のとおり、法人事業税・法人住民税計73万6,300円を滞納しているBについて、通知で定める要件を証する法人の解散登記などの書類を備えないまま、同時消滅を行っており、その事実を確認できないことは適切でない。

所は、納税義務の同時消滅を適切に行われたい。

(文京都税事務所)

(表2) Bの滞納税額

(単位：円)

調定年度	税目	滞納税額
平成17年度	法人事業税	257,700
	法人住民税(税割)	268,600
平成18年度	法人住民税(均等割)	70,000
平成20年度	法人住民税(均等割)	70,000 (平成19年度相当分)
	法人住民税(均等割)	70,000 (平成20年度相当分)
	計	736,300

都 市 整 備 局

1 指摘事項

(歳 出)

(1) 広報紙の配布方法について、より経済的な方法で行うべきもの

再開発事務所（以下「所」という。）は、再開発事業を円滑に進めるために区域内及び周辺の住民・権利者等に対し、年に数回、事業の進捗状況等の情報を提供する広報紙を作成し、郵送で配布している。

しかしながら、広報紙は、郵便法（昭和22年法律第165号）上の信書ではなく、郵送による必要はないことから、特に配布先が事業区域周辺に限定されるものはその特性を活かした投函配布（ポスティング）委託など、現在の多様な配送業態のなかで、より経済的な配布方法を選択することが可能である。

ポスティングについては、現在、都営住宅居住者向けの広報紙「すまいのひろば」や、街路事業の環境影響評価書案等説明会の住民への「お知らせ」の配布など、他の複数の部においても有効に活用している。

また、再開発事業地区の広報紙を対象に、監査事務局で試算したところ、その配布方法をすべて郵送から、区域内及び周辺についてポスティング委託を導入した場合、表1のとおり大幅な経費削減が見込まれる。

所は、再開発事業地区の広報紙の配布方法について、数量、規模や区域等の条件を勘案しつつ、ポスティング委託を検討するなど、より経済的な方法で行われたい。

（再開発事務所）

(表1) 郵送とポスティング委託（監査事務局試算）の経費比較

(単位：円)

	発行年月	郵送費	封入封緘委託費	計
郵送 (実績) ①	21年5月号(2,800部)	208,700	63,441	272,141
	8月号(2,800部)	205,950	61,719	267,669
	11月号(2,800部)	198,580	60,249	258,829
	22年1月号(2,800部)	199,385	59,892	259,277
	計	812,615	245,301	1,057,916
ポスティング (試算) ②	区域内及び周辺 (ポスティング)	69,000 (2,300部× 4回×@7.5円)	46,000 (2,300部× 4回×@5円)	115,000
	上記以外 (郵送)	160,000 (500部× 4回×@80円)	10,000 (500部× 4回×@5円)	170,000
	計	229,000	56,000	285,000
差額(①-②)		—	—	772,916

2 トップインタビュー

(1) 都市づくりビジョンに基づく施策の展開について

地球環境問題に対する危機意識の高まり、水辺や緑、景観の再生に対する要請など、都市のあり方に影響を与える大きな変化が生じている。東京を取り巻くこうした状況を踏まえ、平成21年7月に「都市づくりビジョン」を改定し、新たな基本理念として、「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」を掲げた。50年先を見据えつつ2025（平成37）年を目標年次と定め、国際競争力の強化や安全・安心の確保に加え、環境、緑や景観の視点を一層重視した都市づくりを推進している。

(2) 首都東京の役割を担う重点的な都市基盤整備について

世界に開く窓、羽田空港の再拡張・国際化を推進している。本年（平成22年）10月に、都が無利子貸付による協力を行っているD滑走路が完成し、国際定期便が就航することとなっている。

また、東京の弱点である渋滞を解消し、都市活動を支える三環状道路の整備も大きく進んでおり、平成21年5月には長年の課題であった外環道（関越道～東名高速間）が国により事業化され、平成22年3月には中央環状新宿線が全線開通している。

(3) 安全なまちづくりについて

災害に強い都市づくり、特に、建物の耐震化は首都東京の喫緊の課題であり、平成19年3月に策定した「耐震改修促進計画」に基づき全庁的に取り組んでいる。民間建築物については、住宅や緊急輸送道路沿道の建築物を中心に、耐震診断・耐震改修等の助成制度や耐震アドバイザー派遣事業等、総合的な取り組みを行っているが、今後は耐震診断義務化など新たな規制誘導策も検討する予定である。

また、道路整備に合わせて、民間活力を誘導しつつ区と連携して地域住民の意向を反映したまちづくりを進め、建物の共同化等による沿道の不燃化や沿道の効率的な土地利用を促進する「沿道一体整備事業」を推進している。

(4) 少子高齢化時代のすまいについて

全庁的な少子化対策の取組みとして、子供の安全の確保や子育て支援施設の併設等にも配慮しつつ、適度な負担で良質かつ一定以上の広さの民間賃貸住宅をモデル的に供給する助成事業を進めている。

また、急速に高齢化が進展する中、福祉部局と連携して、高齢者向け優良賃貸住宅やサービス付き適合高齢者専用賃貸住宅の供給助成等、高齢者の新たな住まいの整備に取り組んでいる。

環 境 局

1 指摘事項

(歳 出)

(1) 硫酸貯留槽等にかかる管理業務を適切に行うべきもの

廃棄物対策部は、中央防波堤埋立処分場から浸出する汚水について、排水処理場において浄化処理が行われたうえでなければ、公共下水道に放流することができないことから、第一排水処理場及び第三排水処理場を設置し、その運転業務を、表1のとおり、委託している。

その浄化処理の工程では、高い金属腐食性を有する硫酸を使用しており、経済性を考慮し、硫酸貯留槽及び硫酸移送配管に用いる金属については、耐腐食性は低くとも、交換に要する経費が比較して安価な鋼製材料を使用することとしている。

このため、部は、安全性を確保するという観点から、受託者に対し、硫酸貯留槽及び硫酸移送配管の腐食状況を確認するための肉厚測定を定期的に行い、運転管理月報等を提出するよう指示している。

ところで、本件運転業務委託契約仕様書等を見たところ、以下のとおり、複数の問題点が認められた。

- ① 肉厚測定を行うべき箇所及び時期について、仕様書等に詳細な規定がない。
- ② すべての硫酸貯留槽（第一排水処理場2台及び第三排水処理場4台）について、肉厚測定が行われていない。
- ③ 第一排水処理場の硫酸移送配管について、肉厚測定が行われていない。
- ④ 第三排水処理場の硫酸移送配管については、平成22年3月12日、30日及び31日に肉厚測定が行われているものの、測定箇所80か所中53か所（66.3%）が測定不能とされており、また、部が受託者に貸与した測定機器が、硫酸移送配管の口径に適合したものではなかった。

部は、硫酸貯留槽及び硫酸移送配管の交換時期を正確に把握し、施設の安全性を十分に確保できるよう、仕様書等を整備し、受託者に対して、定期的かつ効果的な肉厚測定を実施させるべきであるにもかかわらず、これを行っていないことは、適切でない。

部は、排水処理施設の運転業務委託を適切に行われたい。

(廃棄物対策部)

(表1) 運転業務委託契約の概要

件 名	契約番号	契約金額	契約期間	受託者名
平成21年度埋立処分場内排水処理施設等の運転業務委託	20 環政経契 第2078号	423,491,250円	平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日	A

(2) 概算払を適正に行うべきもの

概算払は、債務額が確定する前に概算額をもって前払いをするものであり、支出の特例である。

このため、東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）及び「東京都会計事務規則の一部改正等について（通知）」（平成11年4月1日付10出総第2050号）により、概算払によらなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であること等、複数条件のすべてを満たしたうえで、局長等が概算払の必要性を認めることが必要である。

さらに、支出を分割して概算払とし、分割ごとの精算を省略する場合には、交付資金の額が必要最小限である等の複数条件のすべてを満たしたうえで、局長等がその必要性を認めた経費に限られている。

ところで、環境政策部において、表2のとおり、東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託契約について、また、廃棄物対策部において、表3のとおり、東京都廃棄物埋立管理事務所埋立作業等及び管理運営業務委託契約について見たところ、次のような問題が認められた。

ア 繰越金の保管について

両部は、表4及び表5のとおり、交付資金の額を必要最小限とするように十分な調整をすることなく、当初の事業計画書の金額のとおり支出している。

このため、結果として、執行実績との間で乖離が生じ、多額の繰越金が、戻入までの間、委託先が管理する無利息の決済用預金口座に滞留している。

イ 予算執行状況の確認について

上記アの状況となっているのは、予算執行状況の確認を行うことが、資金を交付する前にその額を調整するために必要であるにもかかわらず、両部には、以下のとおり、予算執行状況を確認すべき時期に必要な事務手続を行っていない事例が認められたことも要因の一つとなっている。

① 環境政策部は、表6のとおり、第2四半期（7～9月期）及び第3四半期（10～12月期）の終了後に行うべき予算執行状況の確認を、執行額が確定していない期中に行っている。

② 廃棄物対策部は、表7のとおり、第3四半期（10～12月期）に係る予算執行状況の確認を行う前に、第4四半期（1～3月期）分を支払っている。

両部は、上記のとおり、本件委託契約において、概算払の必要性や概算額が必要最小限であることなどを明確に確認しておらず、規則等が求める必要な事務手続を十分に行っていないにもかかわらず、分割支出による概算払としたうえで、その分割ごとの精算についても省略していることは、適正でない。

両部は、概算払で行う必要性について確認のうえ、概算払の支出に係る事務手続を適正に行われたい。

（環境政策部）

（廃棄物対策部）

(表2) 環境政策部に係る委託契約の概要

件名	契約番号	契約金額	契約期間	委託先
平成21年度東京都環境科学研究所研究等及び管理運営等業務委託(概算契約)	20環政経契第2151号	774,217,000円	平成21年4月1日～平成22年3月31日	財団法人東京都環境整備公社

(表3) 廃棄物対策部に係る委託契約の概要

件名	契約番号	契約金額	契約期間	委託先
平成21年度東京都廃棄物埋立管理事務所埋立作業等及び管理運営業務委託(概算契約)	20環政経契第2155号	1,457,400,000円	平成21年4月1日～平成22年3月31日	財団法人東京都環境整備公社

(表4) 環境政策部に係る執行計画及び実績

(単位:円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
執行計画	445,712,000	103,900,000	138,293,000	86,312,000
繰越金	—	301,278,000	277,753,000	235,657,000
支出額A	445,712,000	103,900,000	138,293,000	86,312,000
執行実績B	144,434,000	127,425,000	180,389,000	276,813,766
繰越金(戻入金)	301,278,000	277,753,000	235,657,000	(45,155,234)

(表5) 廃棄物対策部に係る執行計画及び実績

(単位:円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
執行計画	578,568,000	267,191,000	317,265,000	294,376,000
繰越金	—	214,254,851	159,009,152	91,187,817
支出額A	578,568,000	267,191,000	317,265,000	294,376,000
執行実績B	364,313,149	322,436,699	385,086,335	298,753,679
繰越金(戻入金)	214,254,851	159,009,152	91,187,817	(86,810,138)

(表6) 環境政策部に係る委託料の支出等の状況

	支出執行日	予算執行状況確認日
第1四半期(4～6月分)	平成21年6月26日	平成21年7月13日
第2四半期(7～9月分)	平成21年8月5日	平成21年8月6日
第3四半期(10～12月分)	平成21年10月29日	平成21年10月16日
第4四半期(1～3月分)	平成22年2月5日	平成22年2月24日

(表7) 廃棄物対策部に係る委託料の支出等の状況

	支出執行日	予算執行状況確認日
第1四半期(4～6月分)	平成21年6月16日	平成21年7月17日
第2四半期(7～9月分)	平成21年7月31日	平成21年10月30日
第3四半期(10～12月分)	平成21年11月10日	平成22年1月29日
第4四半期(1～3月分)	平成22年1月18日	平成22年4月21日

2 意見・要望事項

(その他)

(1) 森林保全ボランティア育成事業の修了者について

自然環境部は、東京の森林が、近年の木材価格の低迷等により、十分な手入れが行われず、荒廃が懸念されている状況にあることを受け、森林保全を担う人材育成のための事業を、表8のとおり実施している。

奥多摩都民の森では、指定管理者（奥多摩町）が、「環境教育活動業務」として、森林ボランティアの入門コース・実践コース、山しごと実習の講座を開設している。

また、部と協力関係の協定を締結した特定非営利活動法人に委託し、「多摩の森・大自然塾」として、森林ボランティアの初心者講座・経験者講座を開設している。（実施期間：H21.5.15～H22.3.26、相手方：B、委託料：1,736,000円）

他方、部は、都民が主体となって緑づくりに参加することで、自然の保護と回復に関する活動が促進されることを目標として、ボランティア活動希望者及び当該希望者の受入れが可能な団体の双方を登録し、ホームページなどを通じてその情報を提供する「緑のボランティア登録事業」を実施しており、対象となる活動分野は、表9のとおりである。

森林保全の人材育成事業における講座の内容を見ると、緑のボランティア登録における活動分野と重複する部分が多く、講座修了者は、緑のボランティアとして活動するために必要な内容について受講しているものと認められる。

ところで、これらの事業の現況について見たところ、監査日（平成22.4.14）現在、部は、受講者に緑のボランティアへの登録を促すよう、配布した資料に記載しておらず、登録状況は表10のとおりであると認められた。

部には森林保全の人材育成事業の受講者に対して、緑のボランティアとしての登録を促すよう、指定管理者等に働きかけるなど、森林保全の人材育成事業と緑のボランティア事業間の連携を強化することにより、事業の有効性を一層高めることが望まれる。

（自然環境部）

（表8）森林保全の人材育成事業の概要

種別	目的	実施講座	内容
奥多摩都民の森・環境教育活動業務	都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむリクリエーション活動を行う場を提供することにより、森づくりの担い手の育成を図る。	・森林ボランティア入門コース 実践コース ・山しごと実習の講座	植樹 森林測量 枝打ち 伐木・造材 間伐 下刈りなど
多摩の森・大自然塾	多摩地域の森林をフィールドとして、森林ボランティアの参加により森林の整備を行うとともに、森林ボランティア活動に継続的、自主的に参加する人材を育成する。	・森林ボランティア初心者講座 経験者講座	道具の使い方 安全管理 下刈り 間伐 除伐など

(表9) 緑のボランティア登録における活動分野

緑地保全	雑木林での草刈り、落葉かき、伐採、里山での田おこしなど
森林保全	山林での下草刈り、間伐など
自然体験	野外活動の指導など
自然観察	植物・生物観察の指導など

(表10) 森林保全の人材育成事業講座受講者の緑のボランティア登録状況

	受講者数	ボランティア登録者数
奥多摩都民の森(注1)	—	—
多摩の森・大自然塾(注2)	約300名(推定)	5名

(注1) 奥多摩都民の森の受講者数は、未保存のため不明

(注2) 多摩の森・大自然塾の受講者数は、平成19年度～平成21度の過去3年間のもの

福 祉 保 健 局

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 検査資材等の購入に係る契約手続きを適正に行うべきもの

健康安全研究センター多摩支所（以下「支所」という。）は、広域に流通する食品等による危害を防止するため、大規模食品製造施設等に立ち入り、監視指導や食品衛生分野の試験・検査等を行っている。

ところで、支所において、これら試験・検査等に使用する検査資材等の購入契約のうち、表1に掲げる契約について見たところ、19件すべてにおいて、実際の納品日が購入契約締結日以前となっていることが認められた。これは、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、契約の相手方に納品させ、その後に契約を締結して支払事務を行っているものであり、適正でない。

また、支所は、契約の相手方になろうとする者から適切に見積書を徴収のうえ、随意契約を締結したとしているが、それら見積書を確認したところ、すべてにおいて、A、B、Cの3社のみから徴収し、その結果、Aを採用している。

しかしながら、本件検査資材等については、上記3社以外の業者においても取扱いが可能であり、これらの契約における履行の確認及び支出に係る契約手続が、適正でないことを加味すると、見積書の徴収においても、契約の競争性、公平性が損なわれた状況となっている。

支所は、検査資材等の購入に係る契約手続を適正に行われたい。

（健康安全研究センター多摩支所）

(表1) 検査資材等の購入契約の状況

(単位：円)

契約件名	契約年月日	契約書上の納品日	実際の納品日	契約金額
特定原材料測定キット外5点の買入れ	平成 21. 4.10	平成 21. 4.17	平成 21. 4. 2	481,740
特定原材料測定キット外3点の買入れ	平成 21. 5. 7	平成 21. 5.14	平成 21. 4.14	412,419
感性ディスク用培地外10点の買入れ	平成 21. 6. 1	平成 21. 6. 8	平成 21. 4.15~ 平成 21. 6. 2	470,053
イムノクロマト外6点の買入れ	平成 21. 7.10	平成 21. 7.17	平成 21. 6. 8~ 平成 21. 7. 8	555,576
特定原材料ウェスタンブロット用ゲル外7点の買入れ	平成 21. 7.24	平成 21. 7.31	平成 21. 6.23~ 平成 21. 7. 7	472,059
特定原材料簡易検出キット外9点の買入れ	平成 21. 8. 3	平成 21. 8.10	平成 21. 7.13~ 平成 21. 7.14	672,819
特定原材料検査キット外11点の買入れ	平成 21. 9. 1	平成 21. 9. 8	平成 21. 7.6~ 平成 21. 8. 5	587,790
特定原材料検査用酵素外11点の買入れ	平成 21. 9.14	平成 21. 9.24	平成 21. 8.20~ 平成 21. 9. 1	480,790
特定原材料検査用ゲル外7点の買入れ	平成 21.10.13	平成 21.10.20	平成 21. 9. 7~ 平成 21.10. 5	397,005
特定原材料測定キットの買入れ	平成 21.11. 4	平成 21.11.11	平成 21.10.15	746,928
食品アレルギー物質検査用キットの買入れ	平成 21.11.18	平成 21.11.25	平成 21.10.26~28	270,270
特定原材料検査用ゲル外12点の買入れ	平成 21.12. 1	平成 21.12. 8	平成 21.10.23~ 平成 21.11.12	633,045
特定原材料測定キットの買入れ	平成 21.12.10	平成 21.12.17	平成 21.12.3	746,928
特定原材料検査試薬外5点の買入れ	平成 21.12.25	平成 22. 1. 5	平成 21.11.10~ 平成 21.12.11	438,690
特定原材料検査試薬外4点の買入れ	平成 22. 1.19	平成 22. 1.26	平成 22. 1.7~ 平成 22. 1.19	757,638
特定原材料確認検査試薬の買入れ	平成 22. 2. 1	平成 22. 2. 8	平成 22. 1.21~ 平成 22. 1.28	526,554
特定原材料測定キットの買入れ	平成 22. 2.12	平成 22. 2.19	平成 22. 2. 5~平 成 22. 2. 10	497,952
特定原材料確認検査試薬外2点の買入れ	平成 22. 3. 1	平成 22. 3. 8	平成 22. 2.19~ 平成 22. 3. 4	540,036
特定原材料測定キット外3点の買入れ	平成 22. 3.11	平成 22. 3.18	平成 22. 3. 9	497,952
合計				10,186,244

病 院 経 営 本 部

1 指摘事項

(収 入)

(1) 未収金の減少に向け、実効性のある対策を講じるべきもの

本部は、病院における診療報酬収入について、未収金の早期回収等、事務の円滑化を図るために東京都病院経営本部診療未収金管理要領を定め、この中で、個人未収金の管理、納入催告、督促状発行、出張整理などの手続等を定めている。サービス推進部は、未収金対策を強化するため、各病院の困難案件のうち、部が定める基準を満たすものを引き受け、一元的に管理・回収を進めているとしている。

個人未収金を管理する未収金管理システムは、すべての病院に導入されており、未収金整理簿及び債権管理票を作成する機能、未収一覧表などの未収債権をチェックする機能、督促状の発送状況を確認する機能などを備えている。

各病院における過去3か年の個人未収金は、表1のとおり、相対的に、当年度に発生した債権は減少しているものの、過年度に発生した債権は増加していることが認められている。

ところで、各病院の個人未収金の管理状況等について見たところ、表2のとおり、適切でない状況が認められた。

各病院で未収金が累積しているのは、債権管理を行うための十分な管理体制が整っていないことが要因となっている。また、「債権管理条例」（平成20年条例第25号）等の制定に伴い、これまで以上に徴収努力が求められている。

各病院は、未収金にかかる手続きを適切に行われたい。

部は、各病院の未収金の管理状況を確認のうえ、限られた人員・時間で効率的に債権管理を行うために未収金管理システムの活用を推進させるとともに、管理体制を充実させること、各病院の困難案件をさらに本部が引き受けることなど、未収金の減少に向け、実効性のある対策を講じられたい。

(広尾病院)

(大塚病院)

(駒込病院)

(墨東病院)

(多摩総合医療センター)

(松沢病院)

(経営企画部)

(サービス推進部)

(表1) 各年度末現在の個人未収金の状況

(単位：百万円)

病院名	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	当年度 発生分	過年度 発生分	合計	当年度 発生分	過年度 発生分	合計	当年度 発生分	過年度 発生分	合計
広尾	343	110	453	206	252	458	150	265	415
大塚	107	33	140	85	47	132	71	56	126
駒込	151	71	222	161	85	246	152	103	255
墨東	249	294	542	345	291	636	285	345	631
多摩総合（府中）	190	99	289	224	122	346	111	142	253
神経	24	3	26	32	3	35	29	12	40
清瀬小児	18	3	20	12	6	19	1	6	7
八王子小児	2	1	3	3	1	4	2	1	3
松沢	66	49	115	62	52	115	68	59	127
梅ヶ丘	22	22	43	18	21	39	2	23	25
小児総合	-	-	-	-	-	-	5	0	5
合計	1,171	683	1,854	1,148	880	2,028	875	1,012	1,887

(表2) 個人未収金に係る適切でない状況

区分	適切でない状況	該当病院等
個人未収金の管理	管理はシステムで行うべきところ、催告経過等をシステムに入力せず、依然として債権管理票等（紙）で管理しているものが認められた。	多摩総合医療センター、松沢
納入催告	納入期限から1年以上も経過しているながら、納入催告を行っていないものが認められた。	大塚、墨東
督促状	督促すべき事案に対して督促状を発送していないものが多数認められた。	大塚、駒込、墨東
出張整理	出張整理を行っていないものが多数認められた。	広尾、大塚、駒込、墨東、経営企画部（旧八王子小児）、松沢
各病院の困難案件を本部が手続きを代行	平成21年度の実績は、墨東病院（30件）及び大塚病院（16件）となっており、未収金対策の強化が十分でない状況が認められた。	サービス推進部

(収 入)

(2) システム間における個人未収金の不一致額の発生を防止するよう取り組むべきもの

各病院では、医事会計システムで患者別に診療にかかる会計計算及び未収金管理などを行っており、財務会計システムで病院の予算、収入及び支出などの管理を行っている。診療報酬に係る未収金については、医事会計システムでは個人別に管理しているものの、財務会計システムでは個人を特定せずに合算値で管理している。また、調定額の修正などに伴い、収入額に変更が生じる場合には、適宜、両システムにおいて必要な入力を行うことになっている。

平成21年度末における医事会計システムと財務会計システムの個人未収金の額については、表3のとおり、不一致額が生じている。

サービス推進部は、過去の指摘などに基づき、調定や診療報酬の修正に伴う不一致が発生しないよう、医事会計システムを改修するなど適切な措置を講じたとしている。

ところで、各病院の個人未収金の処理状況について見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。

- ① 高額療養費委任払制度（注1）に基づいて、地方公共団体から病院に入金があった場合、財務会計システムでは未収金の消し込みが行われたが、医事会計システムでは消し込みが行われていないものが認められた。
- ② 医事会計システムで請求金額等を修正する場合に、財務会計システムの調定額の修正漏れを防止するために「書損再計算一覧表（注2）」を活用すべきところ、部が各病院に対して、出力帳票やその活用方法などに関する説明を十分に行わなかったため、この機能が活用されていないことが認められた。

さらに、各病院に蓄積されたノウハウは、病院間で十分に共有されておらず、収入額に変更が生じる場合の調整方法は、統一性を欠いたものとなっていることも認められた。

部は、各病院における実務の向上に関して、病院間の情報交換を促進するとともに、不一致額発生の原因を改めて分析したうえで、個々の原因に応じた措置を各病院に指示し、システムの活用方法に係る更なる情報提供を行うなど、システム間における個人未収金の不一致額の発生を防止するよう取り組まれない。

（ サービス推進部 ）

（注1）高額療養費委任払制度：通常の高額療養費は、医療機関を受診した月の約4か月後に自己負担限度額を超えた分が個人に払い戻される。しかし、著しく高額な支払いのため、生活が困難となる場合等には、個人の支払いは自己負担限度額までとなり、自己負担限度額を超えた高額療養費相当額は国民健康保険等の保険者から医療機関に直接支払われる。

（注2）書損再計算一覧表：医事会計システムに備えられている帳票。医事会計システムで請求金額等を変更した場合に出力し、財務会計システムへの計上額を検証することで、財務会計システムの調定額の修正漏れを防ぐために用いる。

（表3）平成21年度末における個人未収金の不一致額の状況

（単位：円）

病院名	医事会計 A	財務会計 B	不一致額 C = A - B	相違率 D = C/B * 100
広尾	324,173,621	414,584,942	△90,411,321	△21.8%
大塚	133,922,771	126,240,737	7,682,034	6.1%
駒込	252,321,007	254,896,948	△2,575,941	△1.0%
墨東	669,507,260	630,704,966	38,802,294	6.2%
多摩総合（府中）	225,096,585	253,179,364	△28,082,779	△11.1%
神経	34,780,050	40,207,934	△5,427,884	△13.5%
清瀬小児	5,272,844	6,973,393	△1,700,549	△24.4%
八王子小児	3,635,780	3,635,780	0	0%
松沢	127,128,889	126,802,244	326,645	0.3%
梅ヶ丘	15,273,405	24,918,282	△9,644,877	△38.7%
小児総合	5,285,127	5,274,727	10,400	0.2%

(支 出)

(3) 職務住宅（借上）の運用を効率的に行うべきもの

経営企画部は、駒込病院の研修医の職務住宅として、病院と入居予定数等を調整のうえ、表4のとおり民間の賃貸住宅を借り上げている。

ところで、平成21年度の利用状況について見たところ、Aについては6月から利用されていない状況が認められた。

これについて、部及び病院は、生活上の不便さがあるため入居の希望がないことなどを理由としている。

しかしながら、職務住宅（借上）は、入居者数に関わらず、契約戸数分の賃借料を支払う必要があり、効率的でない利用状況が継続しているながら、契約戸数を見直すなど措置を講じていないのは適切でない。

部及び病院は入居予定数等の調整を適切に行い、必要性のない住宅については契約の解除を行なうなど、職務住宅（借上）の運用を効率的に行なわれたい。

(経営企画部)

(駒込病院)

(表4) 職務住宅（借上）の利用状況（駒込病院分）

(単位：円、戸、人、%)

物件名	年間賃借料	賃借戸数	平成21年4月		平成22年3月		期中平均	
			入居者数	入居率	入居者数	入居率	入居者数	入居率
A	4,944,000	5	1	20.0	0	0	0.2	4.0
B	10,224,000	8	7	87.5	4	50.0	5.9	73.8
C	19,384,514	19	15	78.9	16	84.2	15.5	81.6
D	11,430,000	8	8	100	8	100	8	100

(支 出)

(4) 数量概算契約に係る積算を適正に行うべきもの

サービス推進部では、各都立病院で使用している医薬品や診療材料について、共同購入することで経費の削減を図るとして、この購入に係る事務を行っている。

この共同購入は、複数単価契約で行っており、品目ごとの見積単価が予定価格を上回る場合は、減価交渉を見積者と行い、予定価格以下とならなければ契約は成立しないものである。

ところで、診療材料の購入に係る「アルフェンス外417点の購入（数量概算契約）」契約（推定総金額：1億4,545万7,878円、契約期間：平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）の積算について見たところ、「シュアプラグ輸液セット」の単価（契約目途額）を2万8,600円と予定していたところ、誤って28万6,000円としたため、同セットは単価3万2,000円で契約されていることが認められた。

しかしながら、契約金額は適正な積算金額を上回っており、積算単価が契約単価となつたとし

て積算すれば、表5のとおり、3,400円低価となり、購入実績数から見ると12万2,400円が過大支出となり適正でない。

単価契約において、積算単価の誤りはそのまま契約単価に直結するものであり、慎重に行う必要がある。

部は、数量概算契約に係る積算を適正に行われたい。

(サービス推進部)

(表5) 単価等の状況

(単位：円)

品目	積算金額		契約金額 (C)	差額 (D=B-C)
	誤(A)	正(B)		
シュアプラグ輸液セット	286,000	28,600	32,000	△3,400
予定数量(66箱)推定総金額	18,876,000	1,887,600	2,112,000	△224,400
購入実績(36箱)支出金額		1,029,600	1,152,000	△122,400

(注) 金額は、消費税を含まない金額である。

2 意見・要望事項

(その他)

(1) 非常勤職員の出退勤に係るより効率的な管理方法の検討について

都立病院では、非常勤職員に対する報酬を「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」(昭和31年条例第56号)に基づき、当該月の勤務日数を確定し、翌月の10日までに支給している。非常勤職員の報酬支給人数は、各病院、月平均100名近い人数となっている。

非常勤職員の報酬の基礎となる勤務日数は、非常勤職員が押印する出勤簿をもとに、出勤簿担当の職員が手作業で出勤日数を数えた後、報酬担当が再度内容を確認のうえ、非常勤報酬システムに出勤日数を入力し確定させている。

ところで、報酬の支給事務について見たところ、①報酬対象が多いことから、数え間違い、入力間違い、チェック漏れにより、追給、返納処理が発生していること、②手作業のため、事務処理に多くの時間を要していることが認められ、効率的でない状況となっている。

経営企画部は、各病院の非常勤職員の出退勤管理について指導する立場にあることから、各病院が効率的に管理できるよう、非常勤職員の出退勤に係るより効率的な管理方法の検討が望まれる。

(経営企画部)

1 指 摘 事 項

(歳 出)

(1) 運転資金貸付金制度について適切に見直すよう検討すべきもの

雇用就業部は、東京都シルバー人材センター事業の円滑な推進を図るため、平成16年度から、Aと「東京都シルバー人材センター運転資金貸付金の資金の預託契約」を締結し、運営に必要な資金を融資するための原資を預託している。契約により、預託金は新規融資目標額（年間）の2分の1としており、その金額は、平成17年度までは1億円であり、平成18年度から5,000万円となっている。また、預託金は普通預金無利息型（決済用預金）で管理させている（当該貸付金制度の概要は、表1のとおり。）。

ところで、その融資状況について見たところ、制度開始から監査日（平成22.6.2）現在までの6年間で実績はなかった。

このため、年度当初にAに預託された5,000万円は、原資として利用されず、また、決済用預金のため利息等による果実も発生せず、Aの預金口座に滞留したまま年度末に返還されるという状況が長年繰り返されている。

部では、各区市町村を通じて各シルバー人材センター（以下「センター」という。）に対して、当該貸付金に係る借入れ意向調査を毎年度行っており、平成21年度の調査結果（調査対象：58団体）を見ると、「利用の予定はない」としているセンターが46団体（79.3%）、「必要性が生じた場合は検討する」としているセンターが、11団体（19%）となっており、当面利用する予定のないセンターが合わせて57団体（98.3%）に上っているにもかかわらず、部はその理由を詳細に確認・分析して、当該貸付金制度について見直す等、必要な検討を行っていない。

一方、部は、当該貸付金は、センターにおける資金ショート等の緊急時に対応するセーフティーネットであるとし、1団体（1.7%：平成21年度調査）でも「利用を検討している」以上、貸付けが生じる可能性があり、このまま当該制度を維持する必要があるとしている。

しかしながら、当該貸付金制度とは別に、16区市にセンターに無利子で貸し付ける運転資金貸付金制度があり、他の民間金融機関が扱っている融資にも、当該貸付金の融資限度額（2,000万円）、年利（1.9%）及び融資期間（6か月以内）等の融資条件において、同等若しくはより有利な条件による融資制度があるため、一部のセンターが、これらの貸付金や融資を実際に利用している実態がある。

また、平成19年度のアンケート調査結果（調査対象：58団体）を見ると、当該貸付金を利用しない理由として、「区市町村から無利子で借入れできるから」（18団体）、「保証人を立てられないから」（9団体）、「有利子だから」（8団体）、「金融機関から低利で借りられるから」（1団体）、「手続きに時間がかかるから」（1団体）等となっていることから見ても、当該貸付金制度がセンターに対するセーフティーネットとして、実効性のあるものとなっているとは言い難

い。

部は、センターに対する運転資金貸付金制度について、廃止も含め、適切に見直すよう検討されたい。

(雇用就業部)

(表 1) 東京都シルバー人材センター運転資金貸付金制度の概要 (平成 22 年度)

貸付限度額	2,000万円(各団体)
貸付時期	随時
貸付期間	6か月以内
貸付利率	1.9%
保証要件	連帯保証人として会長等3名
貸付団体	A(島しょ含む全都的な機関)
新規融資目標額	1億円
都のAへの預託金額	5,000万円(目標額の1/2)

(2) 配送を最も有利な方法で行うべきもの

労働相談情報センター(以下「センター」という。)は、その都度必要となる郵券を購入するに当たり、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号、以下「会計規則」という。)第76条第3項(随時の資金)に基づき、資金前渡の方法により現金を受け、その経費を支出している。

ところで、平成21年度における処理実績について見ると、郵券を購入し郵送した回数が全体で80回であり、そのうち51回(約140万円)は、センターが主催する労働セミナーの案内に関するパンフレット類の郵送であることが認められた。

しかしながら、これらパンフレット類の送付は、一部を除き、郵便法(昭和22年法律第165号)上の信書に該当せず、現在の配送業態のなかで、郵便より割安で、一般にダイレクトメール等に利用されている宅配便(メール便)等、より有利な方法で行うことが可能である。

これらのパンフレット類の配送(平成21年度実績:51回)について、メール便を活用し委託契約(単価契約)の方法で行うと、

- ① メール便料金は郵便料金より割安なため、表1のとおり、配送経費が節減できること
- ② 委託契約により発注、支払いを行うことができ、郵送に要する郵券と、それを購入するための現金も不要となることから、その都度必要であった資金前渡の事務処理や、現金及び郵券に係る会計規則及び東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)に基づく帳簿記帳や受払い等の厳重な出納保管に関する諸手続が不要となり、事務手続を簡素効率化できることなど、経費や事務手続上のメリットが見込まれる。

センターの出先事務所である大崎事務所その他の複数の事務所では、同様な場合において、すでにメール便を有効活用していることから、センターは、内容物の種類により取扱いを勘案し、最も有利な配送方法で行われたい。

(労働相談情報センター)

(表2) 郵送とメール便(監査事務局試算)の経費比較

(単位:円)

郵便料金(平成21年度実績)			メール便料金(試算)(注)			差額			
単価	郵送件数	経費	単価	配送件数	経費				
「定型」 25gまで 80円 50 " 90 "	3,254 20	262,120	A4 厚さ1cm (約500g)まで 80円	9,679	774,320				
「定形外」 50 " 120 " 100 " 140 " 150 " 200 " 250 " 240 " 500 " 390 "	0 4,828 995 373 209	1,045,950							
1kg " 580 "	151	87,580					A4 厚さ2cm (約1kg)まで 160円	151	24,160
郵便料金計		1,395,650					メール便料金計		798,480

(注) メール便料金は、パンフレットをA4として換算した。

(その他)

(3) 要綱等に基づき材料品及び生製品の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの

雇用就業部が所管する各職業能力開発センターでは、職業訓練の成果を発表するため、毎年11月に技能祭を開催し、生徒が実習で実際に製作した作品を生産品として展示・販売している(生産品の売払収入額は、平成21年度実績で約278万円)。

この生産品の取扱いについては、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)、産業労働局における職業訓練の実習に係る材料品及び生製品の取扱要綱(昭和54年労経職計第222号、以下「要綱」という。)及び都立技術専門校及び東京障害者職業能力開発校の訓練実習に伴う生産品に係る契約事務手続要綱(昭和55年労経職計第456号、以下「手続要綱」という。)に基づき行うこととしている。

ところで、材料品及び生製品の取扱いの実態について見たところ、表1のとおり、以下の不適正な事例が認められた。

① 売払いを目的とする生産品の材料については、材料品出納簿を備えなければならないと要綱第3条に定めているが、2センター・1校・1分校(表中3項、5項、7項、10項)は、生産品があるにもかかわらず、材料品出納簿を備えていない。このため、使用された材料品の購入価格等が確認できず、手続要綱第7において、生産品を販売する際の販売価格は、使用された材料品の購入価格等に基づいて算出するとしているにもかかわらず、生産品の販売価格の妥当性について検証できない状態となっている。

また、原材料の管理についても、靴の原材料の皮等は、無造作に廊下に置かれたまま、持ち出し可能な状況になっていた。

② 実習で製作した生産品は、生産品出納簿を備えて、整理しなければならないと要綱第6条第

4項で定めているが、1センター・1分校（表中3項、7項）は、生産品があるにもかかわらず、生産品出納簿を備えておらず、在庫管理ができていないことから、生産品の販売前後の数量が確認できず、販売数量の検証ができない状況となっている。

部は、要綱等に基づき、材料品及び生産品の取扱いを適正に行うよう指導されたい。

（雇用就業部）

（表3）材料品及び生産品出納簿の整備状況

事業所名	材料品出納簿	生産品出納簿	備考
城南職業能力開発センター	○	○	
城南職業能力開発センター大田校	×	—	生産品無し
中央・城北職業能力開発センター	×	×	
中央・城北職業能力開発センター赤羽校	×	—	生産品無し
城東職業能力開発センター	×	○	
城東職業能力開発センター足立校	○	○	
城東職業能力開発センター台東分校	×	×	
城東職業能力開発センター江戸川校	×	—	生産品無し
多摩職業能力開発センター	○	○	
多摩職業能力開発センター武蔵野校	×	○	
多摩職業能力開発センター府中校	×	—	生産品無し

2 トップインタビュー

（1）中小企業対策・雇用就業対策について

一昨年のリーマン・ショックを契機に、中小企業等の景況が急激に悪化し、失業率も上昇したため、都は、この間6回にわたる補正予算等を編成するなど、緊急中小企業支援対策（資金繰り対策や受注支援等）及び雇用就業対策（雇用の創出等）に積極的に取り組んできた。現在、新興国の外需等を中心に景気はやや回復しつつあるが、大企業等の一部を除き、多くの中小企業における景気改善の動きは鈍く、高水準のままの失業率など雇用環境も依然として厳しい状況にあるため、引き続き、支援対策を強力に進めている。

（2）東京都産業振興指針の推進について

「東京都産業振興基本戦略」（平成19年3月）に掲げた4つの戦略を着実に具体化するため、平成19年12月、平成20年度から平成22年度までの3年間で重点的に推進すべき23の産業振興策と60の重点的取組をとりまとめた「東京都産業振興指針」を策定した。平成22年2月には、多摩地域における技術支援・経営支援体制を強化するため、新たな産業支援拠点「産業サポートスクエア・TAMA」を開設している。

（3）観光産業振興施策について

観光を、経済波及効果の高い産業と位置付け、広く世界から旅行者を誘致するため、東京の魅力を世界に発信するとともに、観光資源の開発（地域力を活用した観光まちづくりの支援等）や受入体制の整備などを進めている。外国人旅行者数は一時期減少したものの、今後、ビザ緩和等により増加が見込まれるため、この機を捉え、誘致を積極的に展開している。

(4) 農林水産対策について

高齢化や後継者・担い手の不足、輸入品の増大など、農林水産業を取り巻く厳しい状況の中、農地や森林の整備保全など公益的機能の維持増進の視点も踏まえ、様々な施策を着実に推進して東京独自の農林水産業づくりを支援している。また、花粉症患者が急増する中で、スギ林の主伐と更新（花粉の少ないスギ等を植樹）や木材流通整備（貯木場の運営等）など、「スギ花粉発生源対策」を計画的に実施している。

中央卸売市場

1 指摘事項

(収入)

(1) 施設の使用料の徴収を適正に行うべきもの

市場は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号、以下「条例」という。）第88条及び第94条に基づき、市場施設を市場関係者（卸売業者、仲卸業者、関連事業者等）に使用指定し、使用料を徴収している。

ところで、大田市場において、関連事業者であるAが経営するガソリンスタンド（敷地面積 742.3㎡）について見たところ、Aは、都の所有している事務室等を使用しているが、市場は、使用指定にあたって「その他の施設使用料・市場用地及び屋上使用料（以下「市場用地使用料」という。）」の種別を適用し、使用料を徴収していることが認められた。

しかしながら、条例を見ると、「市場用地使用料」は使用者が所有する建物又は工作物の敷地を使用させる場合に適用する種別であり、都の所有する事務室等を使用する場合には、「事務室使用料」等の種別で徴収するとしていることから、「市場用地使用料」の種別を適用して使用料を徴収することは適正でない。

市場は、施設の使用料の徴収を適正に行われたい。

(大田市場)

2 トップインタビュー

(1) 中央卸売市場の役割と将来のあり方について

中央卸売市場は、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定という役割を果たすと同時に、卸売業者、仲卸業者、小売店という流通機構を支える役割を果たしている。スーパーや産直に代表される小売形態の変化を背景に、市場を経由しない生鮮食料品が増加しているが、市場を経由しなければ流通しないものも多く、市場の重要性は変わっていない。このような流通のあり方を踏まえながら市場全体のビジョンを考えていきたい。

(2) 豊洲新市場の整備計画について

築地市場の豊洲への移転については、20年以上議論を続けてきた結果を受けて、進めているところである。新市場予定地の土壌汚染対策については、都民に安心していただけるよう慎重に対応し、対策に万全を期していく。

(3) その他の市場の今後の整備方針について

中央卸売市場は都内に現在11市場を運営しているが、市場の取扱量の減少傾向が続くなど、厳しい状況に直面している。また、生鮮食料品を集荷する産地が出荷先の市場を選別する傾向が強まっている。このような状況を踏まえ、整備計画や運営計画を検討していく必要がある。

建設局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 単価契約による道路維持工事について

道路管理部は、道路の維持工事等を対象とする単価契約工事について、その運用方針等を「道路維持関係（単価契約）実施要領」（平成20年4月改定、以下「要領」という。）により定め、各建設事務所はこれに基づき、単価契約を締結し、道路の維持管理を実施している。

また、部は、単価契約工事の事務処理について、「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」（平成20年4月作成、以下「手引」という。）により定めている。

部は、要領等により、単価契約で行う工事を即時性かつ小規模性のある工事のみとしており、工事金額が400万円以上となる即時性のない工事は、総価契約により行うものとしている。

ア 総価契約により工事を行うべきもの

第三建設事務所は、住民の要望に基づき、道路橋梁維持工事（中野工区その1）単価契約（発注限度額：2,700万円、契約期間：平成21.4.1～平成21.10.31）により、表1のとおり、4件の工事を行って、環状七号線のガードレールを改修している。

しかしながら、住民の要望内容から改修を要する範囲はあらかじめ定まっておき、1件の工事として実施できるものである。この場合、工事金額（4件の工事金額の計）が659万余円となり、単価契約の指示限度額400万円を超えていることから、1件の総価契約として改修すべきところ、所は、4件の工事に分割して単価契約によって改修しており、適切でない。

所は、400万円以上の道路維持工事について、総価契約により行われたい。

(第三建設事務所)

(表1) ガードレール改修工事

(単位：円)

内容	指示日	完了日	工事金額
ガードレール改修工事	平成 21.9.4	平成 21.9.29	2,115,764
ガードレール基礎コンクリート撤去部の舗装工事	平成 21.9.4	平成 21.9.29	1,390,939
ガードレール改修工事	平成 21.9.7	平成 21.9.29	1,820,386
ガードレール基礎コンクリート撤去部の舗装工事	平成 21.9.7	平成 21.9.29	1,272,909
計			6,599,998

イ 単価契約工事に係る指示を適切に行うべきもの

部は、手引により、次のとおり、単価契約工事の指示を行うこととしている。

- ① 監督員は指示内容を指示記録簿に記載し、工区決裁をとり、受託者に施行内容を説明し、指示記録簿に署名させる。
- ② 受託者は、現地確認のうえ施工内容確認申請書を作成し工区に提出する。

③ 工区及び工事主管課は、提出された施工内容確認申請書の内容を照査し、工事主管課長による指示決定をとる。

④ 監督員は、受託者に指示決定を指示書で通知する。

ところで、第六建設事務所において、表2のとおり、平成20年度に実施した工事を、平成21年度に実施したのものとして、平成21年度の道路維持工事（足立東工区（1））（発注限度額：2,750万円、契約期間：平成21.4.1～平成21.9.6）によって工事費を支払っている事例が見受けられた。

これらは、所が、単価契約工事に係る指示について、指示内容を指示記録簿に記載しないまま受託者に指示するなど、所定の手続を経ずに、施工させていることによるものであり、適切でない。

所は、単価契約工事に係る指示を適切に行われたい。

（第六建設事務所）

（表2）平成20年度に実施した工事

（単位：円）

内 容	工事金額	支払関係書類による		工事写真による実施日
		指示したと している日	検査したと している日	
道路反射鏡設置工事	402,428	平成 21.4.3	平成 21.4.20	平成 21.3.14
誘導用ブロック設置工事 のうち防護柵取替工事	261,079	平成 21.5.19	平成 21.6.3	平成 21.2.26

（2）ネットワーク機器等の更新に係るリース契約について

総務部では、建設局の各事務所に配備していたTAIMS（都の事業用コンピュータネットワーク）のスイッチハブ（送信データを管理して宛先制御を行う機器）等を更新するため、表3のとおり、ネットワーク機器等のリース契約を、競争入札によりAと締結している（平成21年度支出額：537万7,680円）。

ところで、この契約について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

ア リース契約において適正な数量の借入を行うべきもの

部は、組織改変及び故障時における機器交換等のため、所要台数のほかに予備機器115台を借り入れている。

しかしながら、組織改変については、発生時に対応すべきであり、故障時については、代替機の設置を保守要件として契約していることから、これらを理由として予備機器を借り入れていることは適正でない。

この結果、331万余円（監査事務局試算）が、不経済支出となっている。

部は、リース契約において適正な数量の借入を行われたい。

（総務部）

(表3) 契約の状況及び不経済支出の算定

(単位：台、円)

契 約	リース機器	契約 台数 A	使用 台数 B	予備台数 C = A - B	1台当たりの リース料 D	不経済支出額 E = C × D
ネットワーク機器等 の借入れ（区部） 契約期間 平成 21.4.1～ 平成 25.3.31 契約金額（4年間） 10,236,240 円	スイッチングハブ （フロアスイッチ）	113	113	0	50,358	0
	スイッチングハブ	196	146	50	23,192	1,159,600
	計	309	259	50	—	1,159,600
ネットワーク機器等 の借入れ（多摩部） 契約期間 平成 21.4.1～ 平成 25.3.31 契約金額（4年間） 11,274,480 円	スイッチングハブ （フロアスイッチ）	101	91	10	55,400	554,000
	スイッチングハブ	196	142	54	25,250	1,363,500
	高速デジタル 通信装置	3	2	1	241,987	241,987
	計	300	235	65	—	2,159,487
合 計		609	494	115	—	3,319,087

(注) 1台当たりのリース料は、各機器ごとのリース契約額（賃借料＋保守料＋設置費）となっている。設置費については、各機器の台数により按分して計上している。

イ リース機器の選定を適切に行うべきもの

部は、機器の更新に当たり、局の機種選定委員会（東京都電子情報処理規程（平成3年訓令第127号）第26条）等による審議も行わず、全事業所（77箇所）に対して、「ネットワーク構築の手引き」（平成13年12月総務局IT推進室通知）において、将来の拡張性を考慮した上で推奨されている性能（100Mbps）（注）よりも高性能な機器（1000Mbps）を選択し、設置したことは、特段の理由が認められず適切でない。

同様の条件で、推奨仕様の機器によるリース契約をした場合は、表4のとおり、527万余円（監査事務局試算）の経費が削減できたことになる。

部は、リース機器の選定を適切に行われたい。

（総務部）

(注) bpsとは、通信回線などのデータ転送速度の単位。ビット毎秒。1bpsは1秒間に1ビットのデータを転送できることを表す。

Mはメガといい、100万を表す。

(表4) 部の更新機器と推奨仕様の機器との比較

(単位：円、台、%)

区分		定価	単価 (注1)	リース料 (月額)	保守料 (月額)	機器 賃借料	契約 台数	落札率	金額		
スイッチングハブ (フロアスイッチ)	実績	計算式	A	$B = A \times 0.7$	$C = B \times 0.02$	$D = A \times 0.01$	$E = (C+D) \times 48$ か月	F	G	$H = E \times F \times G \times 1.05$	
		区部	46,200	32,340	647	462	53,232	113	59.9	3,783,270 ①	
		多摩	46,200	32,340	647	462	53,232	101	63.0	3,556,510 ②	
		小計								7,339,780 ③=①+②	
	試算 (注2)	計算式	A	$B = A \times 0.7$	$C = B \times 0.02$	$D = B \times 0.01$	$E = (C+D) \times 48$ か月	F	G	$H = E \times F \times G \times 1.05$	
		区部	30,400	21,280	426	213	30,672	113	59.9	2,179,900 ④	
		多摩	30,400	21,280	426	213	30,672	101	63.0	2,049,242 ⑤	
		小計								4,229,142 ⑥=④+⑤	
	削減経費 小計									3,110,638 ⑦=③-⑥	
	スイッチングハブ	実績	計算式	A	$B = A \times 0.7$	$C = B \times 0.02$	$D = A \times 0.01$	$E = (C+D) \times 48$ か月	F	G	$H = E \times F \times G \times 1.05$
			区部	18,700	13,090	262	187	21,552	196	59.9	2,656,806 ⑧
			多摩	18,700	13,090	262	187	21,552	196	63.0	2,794,303 ⑨
小計										5,451,109 ⑩=⑧+⑨	
試算 (注3)		計算式	A	$B = A \times 0.7$	$C = B \times 0.02$	$D = B \times 0.01$	$E = (C+D) \times 48$ か月	F	G	$H = E \times F \times G \times 1.05$	
		区部	12,900	9,030	181	90	13,008	196	59.9	1,603,551 ⑪	
		多摩	12,900	9,030	181	90	13,008	196	63.0	1,686,539 ⑫	
		小計								3,290,090 ⑬=⑪+⑫	
削減経費 小計									2,161,019 ⑭=⑩-⑬		
削減経費 合計									5,271,657 ⑮=⑦+⑭		

注1：表中の「単価」は製品定価に対して割引率30%で計算

注2：推奨機器（16ポート・10/100Mbps）により試算

注3：推奨機器（8ポート・10/100Mbps）により試算

1 トップインタビュー

(1) 国際競争力の強化について

東京港は、横浜港、川崎港との広域連携を一層推進し、世界の基幹航路の船舶が寄航する国際貿易港としての維持拡大に向け、日本国内貨物の集積を図るとともに、港湾利用コストの低減などにより、京浜三港の国際競争力強化を図っていく。船会社によるコンテナ船の大型化や中国等のアジアを中心とした貨物需要の拡大に的確に対応していく必要があるため、中央防波堤外側コンテナふ頭の整備や東京港臨海道路（Ⅱ期）等の道路ネットワークなど、インフラの整備を促進する。

(2) 海の森の整備について

中央防波堤内側（東側部分）のゴミと残土の島を約88ha（日比谷公園の約5.5倍）の緑あふれる海の森公園に生まれ変わらせ、都心に海からの緑の風を送る東京港の玄関口にして、水と緑の回廊に包まれた美しいまちを実現する。スタジイ、タブノキ、エノキ等の苗木48万本を植栽し、平成19年から30年で整備を完了させる予定（平成28年には概成見込み）。平成19年度から「海の森」募金を行うとともに、森づくりや植樹イベント、森の育成などを公募都民、企業、NPO等との協働で進めている。

(3) 臨海副都心のまちづくり等について

東京湾の埋立地（442ha）に、最先端の都市インフラを備え、職と住の均衡の取れた、就業人口9万人・居住人口4万7千人のまちづくりを進めている。今後、青海地区北側と有明北地区を本格的に開発・整備していく予定である。平成21年秋以降の世界的な経済不況により、企業等の進出意欲が低下してきているが、平成27年度のまちの概成をめざし、様々な工夫を重ね土地処分を着実に進めていく。

また、臨海関連の5つの監理団体を経営統合した臨海ホールディングスグループを活用して、経営管理・資金戦略・戦略的な広報等でシナジー効果を発揮させつつ、臨海地域のエリアマネジメントを適切に実施していく。

会 計 管 理 局

1 意見・要望事項

(その他「重点監査事項」)

(1) 各種割引サービス利用におけるポイント等の管理方法の検討について

局では、物品購入時に、その金額に応じてポイント等が貯まり割引が受けられるもの等の、各種割引サービスに対応するため、「各種割引サービス利用基準」(以下「利用基準」という。)に基づき運用を行っている。その利用基準によればポイント等の管理については、資金前渡受者が適正に管理することとされており、資金前渡受者が異動した場合には引継ぎを行い、残数の確認を行うこととされている。

ところで、総務課では、ポイントカードを利用しているが、平成21年4月1日に資金前渡受者の異動があったにもかかわらず、各種帳簿のように、前任者から引継ぎを受けた旨の記録は残っておらず、引継ぎを行い、残数の確認を行ったのか不明確な状態となっていた。

これは、利用基準にポイントを記帳する定めがないため、課においては、ポイントの発生、ポイントの使用を、前渡金支払予定書の備考欄で管理しているだけの状態であったためである。

各種割引サービスは拡大してきており、数多くの部局で利用されている実態がある。ポイント等は物やサービスと交換することが可能なものであり、適正に管理することが必要である。

局は、各局の会計事務を指導するべき立場にあることから、局として、資金前渡受者が、ポイント等の使用状況を適時把握できるよう補助簿などを備え、適正な使用及び引継ぎが行えるよう、ポイント等の管理方法を整備すべき時期にある。

局は、各種割引サービス利用におけるポイント等の管理方法の検討が望まれる。

(管 理 部)

2 トップインタビュー

(1) 公金の管理について

世界的な金融危機は、都の公金管理を取り巻く金融環境にも影響を及ぼし、現在の資金運用利回りは低下傾向にあるなど、しばらくは厳しい状況が続くことが懸念される。

局としては、これまでも、専門家により構成される公金管理委員会の意見を十分に踏まえるなど、適切な資金運用を行っており、今後とも、金融に係る最新の識見を取り入れながら、安全性を重視して公金を管理していく。

(2) 公会計制度改革の推進について

複式簿記・発生主義会計を導入した都の新公会計制度は、基本的に国際公会計基準と同様の考え方を採用している。

局は、財務諸表の作成に苦慮している自治体に対して、独自に作成した財務諸表作成ソフト(「東京都方式簡易版」)を提供し、財務諸表作成の支援を行っている。

また、平成21年度は、大阪府に対して実務に詳しい都職員を半年間派遣するなど、会計基準の作成やシステム開発などに係る都のノウハウを提供している。

今後とも、新公会計制度の導入に意欲的な自治体とともに、公会計制度改革の推進に向けて積極的に取り組んでいく。

(3) 財務会計システムについて

局が構築、管理している財務会計システムは、予算の執行から決算に至る会計事務を処理する大規模システムである。

平成18年3月に稼動を開始した現在の財務会計システムは、旧来のシステムを再構築することにより、効率的に開発したものである。

財務会計システムは、技術の進展に合わせて定期的に更新し、機能を維持していくことが必要不可欠であることから、平成22年度中に新たなデータセンターへ移行することとしている。そのため、現在、機器を設置し、稼動試験を繰り返すなど、円滑な移行に万全を期しているところである。

東京消防庁

1 指摘事項

(歳出)

(1) 履行確認を適正に行うべきもの

装備部では、航空隊の飛行記録や整備記録の管理や部品の在庫管理等を行うための航空隊システムを登載したパーソナルコンピュータ装置ほか6点の賃借について、Aと契約締結している(契約金額：63万2,100円、借入期間：平成21年8月1日～同年9月30日)。

ところで、当該契約では、①賃借期間終了後、中央処理装置内の全データを消去すること、②データ消去作業内容を証明する書類を、別に指示する日までに提出すること、③パソコン等の賃借終了後は、速やかに当該物件を撤去することとしている。

しかしながら、当該賃借物件について確認したところ、上記①、②の作業が一切行われていないまま、監査日(平成22.2.4)現在、未だ航空隊内に保管されているにもかかわらず履行完了として、平成21年11月19日には、契約金額を支払っていることが認められた。

部は、航空隊システムに係る賃貸借契約の履行確認を適正に行われたい。

(装備部)

2 意見・要望事項

(歳出)

(1) 消防団員の出場状況を把握し出場を促すとともに報酬の適切な執行について検討すべきもの

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和24年7月16日東京都条例第63号)(以下「条例」という。)第8条によれば、消防団員は、召集の命によつて出動服務するものとし、召集の命を受けない場合であつても、水火災又は非常災害の発生を知つたときは、予め指定するところに従い出動服務しなければならない。

ところで、特別区の消防団員について、その出場(火災出場や教育訓練等の一切を含む。以下同じ。)の状況について見たところ、長期間1回の出場もない消防団員が表1のとおり多数認められ、それらの団員に対し、非常勤職員としての報酬が全額支給されていた。

このことについて、防災部は、長期間出場のない消防団員に対しては、①各消防団において、可能な限り出場を指導していること、②長期間出場実績がない消防団員に対して、報酬を支給していること、を確認しているが、その報酬を直ちに減額することは、災害時に備えた待機等に対する対価としての位置付け上難しいとしている。

しかしながら、非常勤職員の報酬は、その労苦に報いるための支給でもあることから、現状による支給方法には問題がある。

部は、消防団員の出場状況を把握し出場を促すとともに、報酬の適切な執行について検討されたい。

(表1) 長期間出場のない消防団員の把握状況

(単位：円)

消防署	長期間出場していない人数	出場（火災、教育訓練等の一切を含む。）のない期間	報酬支給額
赤坂	団員 1人	平成14年から平成21年4月30日 注：報酬を支給したことが確認できたのは、平成16年4月以降の5年間である。	216,041
目黒	団員 3人	平成20年1月から監査日（平成22年2月5日）現在まで	223,119
	団員 1人	平成20年2月から監査日（平成22年2月5日）現在まで	70,832
	団員 3人	平成20年4月から監査日（平成22年2月5日）現在まで	191,250
	団員 1人	平成20年8月から監査日（平成22年2月5日）現在まで	46,041
豊島	団員 7人	平成20年1月から監査日（平成22年2月5日）現在まで	520,611
	部長 1人 班長 1人 団員 7人	平成21年1月から監査日（平成22年2月5日）現在まで	292,861
	団員 3人	平成21年1月から監査日（平成22年2月5日）現在まで	95,619
合計	27人		1,656,374

注1：上記以外の他の消防署は、長期間出場のない消防団員の人数及び状況を把握していない。

3 トップインタビュー

(1) 大規模災害発生時における消防活動能力等の強化及び防災対策の推進について

首都直下地震の切迫性が指摘されており、震災対策を最重要課題として取り組んでいる。緊急消防援助隊の受援・連携体制の整備並びに震災時における早期情報収集体制や消防装備・資器材、教育訓練等の充実・強化及び区市町村や消防団、災害時支援ボランティア等との連携体制の確立に向けた対策を進めるほか、NBCテロ等による特殊災害への対応を強化するなど、総合的な防災力の向上を図っている。

(2) 救急活動体制等の充実強化について

新型インフルエンザ等の感染症など、高度・多様化する救急業務における救急活動体制の充実強化が課題となっており、救急患者に迅速・的確に対応するとともに、早期に医療機関に収容する体制整備を推進するため、救急医療機関との緊密な連携を図っている。また、都民及び事業者等との協働による応急手当の普及促進に取り組んでいる。

(3) 火災、事故等から都民を守る総合的な安全対策の推進について

平成22年4月から義務付けられた住宅用火災警報器の広報推進及び設置促進を図るとともに、幼児期から社会人までの体系的な総合防災教育の推進により都民の防火・防災意識及び防災行動力の向上に取り組んでいる。また、火災原因等及びエスカレータや遊具等の事故など都民生活の中に潜む危険情報について、迅速な調査・分析及び都民への情報提供等を行っている。

交 通 局

1 指 摘 事 項

(その他)

(1) 使用許可に伴う店舗設置場所の調査を適切に行うべきもの

資産運用部では、都営地下鉄構内において、利用客の利便性の向上を図るために、店舗の設置を許可している。資産運用部は許可に際して、店舗の設置により事業上差し支えないかどうかを、電車部や建設工務部など関係各部に調査を依頼し、問題がない場合において、店舗の設置を許可している。

ところで、建設工務部は、地下鉄駅構内の防火戸、防火シャッター等の点検を「地下鉄駅防火戸・防火シャッター等定期点検保守委託」契約（契約金額：472万5,000円、契約期間：平成21.7.16～平成22.3.12）により実施している。この点検委託報告書を見ると、都営地下鉄三田線芝公園駅構内の一部の防煙防火シャッターについて、シャッターの点検口の下に設置された店舗が障害となっていることから、平成21年10月に行った定期点検では、点検を実施できず、平成22年3月に再度、該当箇所を点検している。

しかしながら、本来は、定期点検の際に支障なく点検を実施できなければならないものであり、店舗が支障となっているのは適切ではない。

資産運用部及び建設工務部は、使用許可に伴う店舗設置場所の調査を適切に行われたい。

(資産運用部)

(建設工務部)

(2) 防煙防火シャッターの点検を適切に行うべきもの

建設工務部は、東京都火災予防条例（昭和37年条例第65号）及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に基づき、すべての駅の防煙防火シャッターの点検を、「地下鉄駅防火戸・防火シャッター等定期点検保守委託」契約（契約金額：472万5,000円 契約期間：平成21.7.16～平成22.3.12）により、6ヶ月に1回、定期的実施することとしている。

しかしながら、委託業者から提出されている点検報告書を見たところ、都営浅草線日本橋駅のD1・D4出入口にある排煙装置が作動した際に閉鎖するシャッターの点検を、平成18年3月を最後に監査日現在（平成22.5.14）まで、実施していなかった。これは、部が、表1のとおり、点検の都度、点検報告書の提出を受けていたにもかかわらず、未点検箇所を見落とし、委託業者に対して適切な指示をしなかったことによるものである。

火災発生時に利用者を守るシャッターについて、点検漏れがあったのは適切でない。

部は、防煙防火シャッターの点検を適切に行われたい。

(建設工務部)

(表1) 点検報告書の記載内容 (日本橋駅D1・D4出入口防煙シャッター)

点検年度	点検日	点検報告書の記載内容
平成17年度点検委託	H18.3.7	各点検項目で良好の判定
平成18年度点検委託	H18.10.10	点検結果の記載なし
	H19.2.26	点検結果の記載なし
平成19年度点検委託	H19.10.4	点検結果の記載なし
	H20.1.18	点検結果の記載なし
平成20年度点検委託	H20.10.6	点検結果の記載なし (特記事項において「スイッチが見えないため操作点検できません」と記載あり)
	H21.1.20	点検結果の記載なし (特記事項において「スイッチが見えないため操作点検できません」と記載あり)

※平成21年度は、駅の防災改良工事を実施していたため点検委託を行っていない。

(3) 都営バスに係る管内事故速報等の作成と掲示を適切に行うべきもの

局は、経営計画「ステップアップ2010」により、安全マネジメント態勢を強化し、安全意識の浸透、安全風土の醸成を図り、ヒューマン・エラー等に起因する事故やトラブルの防止を徹底することとしている。

ところで、都営バスが関与した事故発生件数等の推移は表2のとおりであり、毎年500件から600件の水準で推移している。事故の防止は、利用者の安全・安心確保のため、局にとって重大な課題となっている。

このため、自動車部は、輸送の安全の確保と旅客の利便性を図るために、毎年度、乗務員指導・教育計画を定め、自動車営業所に対して、表3のとおり、管内で事故が発生した場合における事故速報等の作成と掲示などを含む指導を行わせることとしている。

営業所管内で発生した事故について周知することは、同様の場所や状況における事故再発を防ぐために有効であり、また、具体的な事例について研修や点呼で周知することは時間の制約を伴うことから、事故に関する事故速報等の作成と掲示を着実に行うことが必要である。

しかしながら、今回の監査対象である自動車営業所10所のうち、巣鴨自動車営業所ほか3所において、管内で発生した事故に関する事故速報等の作成と掲示を行っていないことが認められたのは適切ではない。

また、江戸川自動車営業所ほか1所においては、部が乗務員指導計画において、事故速報等の作成方法についてまで指示をしていないために、事故速報等の作成を行っているものの、図面が記載されていないなどわかりにくいものとなっている。

巣鴨自動車営業所ほか3所は、乗務員指導計画に従って、管内で発生した事故(局に報告したもの)に関する事故速報等の作成と掲示を行われたい。

部は、事故速報等の作成方法について図面を必ず入れるなど具体的な指示をした上で、管内事故速報等の作成と掲示が適切に行われるよう各自動車営業所を指導されたい。

(自動車部)

- (巢鴨自動車営業所)
- (品川自動車営業所)
- (南千住自動車営業所)
- (小滝橋自動車営業所)

(表2) 都営バスが関与した事故発生件数等の推移 (平成15年度から平成20年度まで)

(単位:件)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事故発生件数		555	532	619	602	522	583
種別	人身事故	154	160	235	245	194	251
	物件事故	401	372	384	357	328	332

(表3) 平成21年度乗務員指導・教育計画の概要

1	日常的な指導・教育について
	① 定期指導・教育 (年4回の研修、1回約40分) 等
2	適宜行う指導・教育について
	① 点呼 (数分程度) の活用 (注意喚起を図る)
	② 事故が発生した場合における事故速報及び事故警報の作成と掲示
	③ 他の営業所や他社で重大事故が発生した場合、その事故について分析・検証し、再発防止策について全乗務員に周知・徹底
	等

(表4) 事故速報等の状況 (平成21年度)

(単位:件)

営業所名	管内における事故発生件数 (局への報告件数)		事故速報等の状況
	車両数	発生件数	
巢鴨自動車営業所	73	27	管内における事故速報等の作成と掲示を行っていない
品川自動車営業所	140	30	
南千住自動車営業所	78	15	
小滝橋自動車営業所	56	10	
江戸川自動車営業所	186	49	事故速報等に図面がないなど わかりづらい
早稲田自動車営業所 (青梅支所)	33	13	
巢鴨自動車営業所 (大塚支所)	38	12	適正に作成・掲示されている
江東自動車営業所	114	32	
千住自動車営業所	64	16	
早稲田自動車営業所	42	13	

水 道 局

1 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 水道料金等の減額を適正に行うべきもの

局では、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号、以下「給水条例」という。）等により、表1のとおり、水道料金等の減額を行っている。

ところで、減額を行っている施設の状況を見たところ、次のとおり、適切でない事務処理が認められた。

(表1) 水道料金・下水道料金の減額内容

用途	根拠法令等	水道料金	下水道料金
公衆用	給水条例 第30条第1項	使用水量に係る従量料金の1/2に 105/100を乗じて得た額	1か月当たり8m ³ を超える汚 水排出量に係る料金の1/2
社会福祉施設	下水道条例 第20条第1項	基本料金及び従量料金の合計額に 105/100を乗じて得た額の10%	料金の20%

ア 公衆用栓に係る料金減額を適正に行うべきもの

局は、街頭又は公園等に設置され公衆の用に供されている街頭便所、公衆水飲み栓及び噴水泉池に係る水栓について、当該設備の管理者からの減額申請に基づき、公衆用栓として、料金の減額を行っている。

ところで、杉並及び新宿営業所において、料金の減額を行っている公衆用栓について見たところ、料金の減額対象の施設と対象外の施設とが同一メータを使用しているため、表2のとおり、対象外の施設の水道使用分まで料金の減額を行っている事例が認められた。(不適正な減額の合計金額：88万876円 ※監査事務局試算)

局においては、平成18年度に公衆用栓に係る使用実態調査を行っているが、①②の水栓については、調査時に対象外の施設の併設を確認していたものの、減額の解除が行われていなかった。

これら3水栓のある公園は、区などのホームページに水遊びができる施設のある公園として掲示されている。減額対象外施設の設置状況は、こうした親水用施設情報を活用することにより効率的に調査することが可能であり、状況確認を行う必要がある。

また、公衆用栓に係る料金減額については、平成18年、平成21年の定例監査において適正な適用を行うよう指摘されている。営業所を指導するサービス推進部は、使用実態調査を行うなど指導を徹底する必要がある。

各営業所は、公衆用栓に係る料金減額を適正に行われたい。

部は、適切な調査を行うよう営業所を指導されたい。

(杉並営業所)

(新宿営業所)
(サービス推進部)

(表2) 対象外施設を併設する公衆用栓に対する水道料金等の減額状況

(単位：円)

営業所	番号	公園名	減額対象外施設	減額後料金 【誤】①	減額前料金 【正】②	差額 (②-①)	合計差額
杉並	①	昭栄公園	親水用施設	227,694	383,317	155,623	266,684
			(ジャブジャブ池)	116,935	227,996	111,061	
新宿	②	下落合野鳥 の森公園	溜水施設	201,788	371,600	169,812	264,423
			(池)	100,488	195,099	94,611	
	③	白銀公園	親水用施設	25,039	295,553	270,514	349,769
			(シャワー)	85,132	164,387	79,255	
合 計				454,521	1,050,470	595,949	880,876
				302,555	587,482	284,927	

(注) 1 平成21年4月から平成22年1月分までの実績
2 上段は水道料金、下段は下水道料金である

イ 社会福祉施設に係る料金減額を適正に行うべきもの

局は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の適用を受ける社会福祉事業のうち同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設に係る水栓について、水道使用者等からの減額申請に基づき、福祉保健局の確認を経て、料金の減額を行っている。

ところで、墨田、杉並、新宿及び品川営業所において、料金の減額を行っている社会福祉施設について見たところ、次のとおり減額が適正でない事例が認められた。（不適正な減額の合計金額：71万4,773円 ※監査事務局試算）

(ア) 料金の減額対象の施設と対象外の施設とが同一メータを使用しているため、表3①②のとおりに、減額の対象外の施設の水道使用分まで料金の減額を行っている。

(イ) 国又は地方公共団体が経営するもの（国又は地方公共団体が設置し、社会福祉法人等に経営を委託している場合を含む。）については、減額の適用を除外しているにもかかわらず、表3③④のとおりに、区が設置している施設においても料金の減額を行っている。

これは、これまで申請時に現地調査を必須としていなかったこと、さらに(イ)については、福祉保健局への確認依頼に「国若しくは地方公共団体が経営するもの」とのみ記載されており、指定管理者制度の適用などで経営を委託されている場合も含まれることについての説明がないことなどから誤適用となっていたと認められる。

サービス推進部では、営業所に対し、新規申請における現地調査の実施を新たに課しているものの、既に適用を受けている施設については、施設設置状況調査の指示を行っていない。住宅地図やインターネットなどによる施設情報を利用することにより、効率的な調査は可能であ

り、状況確認を行う必要がある。

各営業所は、社会福祉施設に係る料金減額を適正に行われたい。

部は、福祉保健局への確認依頼を明瞭にするとともに、営業所に対して、現在減額適用を受けている施設の適用確認調査を行うよう指導されたい。

(墨田営業所)

(杉並営業所)

(新宿営業所)

(品川営業所)

(サービス推進部)

(表3) 社会福祉施設に対する水道料金等の減額状況

(単位：円)

営業所	番号	施設名	区分	減額後料金 【誤】①	減額前料金 【正】②	差額 (②-①)	合計差額
杉並	①	A	減額対象 外施設と 同一水栓	460,748	511,945	51,197	119,603
				273,609	342,015	68,406	
新宿	②	B		339,373	377,084	37,711	85,298
				190,342	237,929	47,587	
墨田	③	C	公設民営	587,770	653,079	65,309	175,458
				440,585	550,734	110,149	
品川	④	D		1,453,961	1,615,515	161,554	334,414
				691,425	864,285	172,860	
合 計				2,841,852	3,157,623	315,771	714,773
				1,595,961	1,994,963	399,002	

(注1) 平成21年4月から平成22年1月分までの実績

(注2) 上段は水道料金、下段は下水道料金である

(収 入)

(2) 総計扱いの料金算定を適正に行うべきもの

水道料金は、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）により、水道メータの口径の大きさに応じた基本料金と従量料金（※1）との合計額に消費税相当額を加算した額となっている。

同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合には、公平を期するため、各メータの口径の大きさに応じた基本料金と、各メータで計量した使用水量を合算した従量料金とを合計する「総計扱い」によることとしている。

なお、水道料金とあわせて請求している下水道料金についても、同一の利用者が同一敷地内から汚水を公共下水道に排出している場合は、その排出量を合算して下水道料金を算定することとしている。

ところで、新宿営業所において総計扱いの状況を見たところ、表4のとおり、使用者が複数のメータを設置しており、総計扱いにすべきところ、これを行っていないために、監査日（平成22. 2. 5）現在、平成21年度水道料金等が35万7,613円の算定不足となっている。

営業所は、総計扱いの料金算定を適正に行われたい。

（新宿営業所）

（表4）水道料金等算定不足額

（単位：円）

使用メータ 口径等	使用月	項目	誤 ①	正 ②	算定不足額 ②－①
100mm 25mm 雨水用	平成 21. 4 ～ 平成 22. 2	水道料金	30,775,971	30,777,244	1,273
		下水道料金	15,238,445	15,594,785	356,340
		計	46,014,416	46,372,029	357,613

（注1）従量料金：使用水量に応じた料金のこと。使用水量と給水管の呼び口径に応じて1㎡当たり何円と定めている。使用水量が多いほど、また、給水管の呼び口径が大きいほど、1㎡当たりの料金は高くなっている。

（収 入）

（3）総括差水量調査に係る事務処理を適切に行うべきもの

局は、総括（親）メータの計量水量と子メータの合計水量との差水量（注1）が総括（親）メータの計量水量の±15%を超えたときに、「総括差水量チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を料金徴収システムから出力している。営業事務取扱手続等では、このチェックリストが出力された場合、机上調査、メータ異状や漏水がないかなどの現場調査等を行うこととしている。

ところで、葛飾、杉並、大田、品川、渋谷、練馬及び板橋営業所において、チェックリストから調査状況を見たところ、表5のとおり、机上調査の着手状況が不明なもの、表6のとおり、現場調査等の結果が不明なもの、表7のとおり、多量の差水量が生じていながら調査に進展の認められないものが認められた。

また、サービス推進部は、平成13年3月22日付12水営業第695号により、総括差水量調査に係る通知を行っているが、現状では、チェックリストが出力された案件のうち、全件を調査している営業所、所で抽出したものを優先して調査している営業所、差水量が100㎡以上のものを優先して調査している営業所、差水の率が20パーセント以上を超えたものを調査している営業所などがあり、各営業所で調査における優先性等の考え方に統一性が見られないため、調査方法に差異が発生している状況も認められた。

差水量が大きく、総括（親）メータと子メータとの間で漏水が起きている場合には、貴重な水道水が流失したり、水道料金が適正に請求されていない可能性があることから、早急に原因を調査することなどが求められる。

各営業所は、総括差水量調査に係る事務処理を適切に行われたい。

部は、各営業所の調査状況を確認のうえ、指導を徹底されたい。

(葛飾営業所)

(杉並営業所)

(大田営業所)

(品川営業所)

(渋谷営業所)

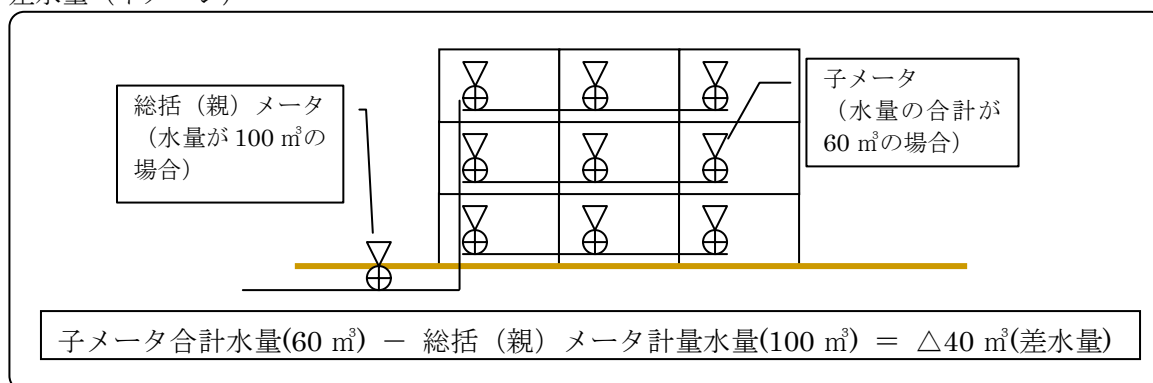
(練馬営業所)

(板橋営業所)

(サービス推進部)

(注1) 差水量：総括メータ方式の給水装置において、総括（親）メータの計量水量と子メータの合計水量との差の水量のこと。この差が大きい場合には、総括（親）メータと子メータとの間で漏水が起きている可能性があるため、調査が必要である。

差水量（イメージ）



(表5) 机上調査の着手状況が不明な事例

営業所名	使用月分 (平成年月～平成年月)	差水量	差水量の割合	調査内容等
葛飾	21. 2～21. 11	△2,263 m ³ ～△1,565 m ³	△22%～△20%	チェックリストに数値等の記載はあるが、机上調査の着手状況について確認できない。
	21. 8～21. 9	△1,070 m ³	△25%	
	21. 7～21. 8	△1,137 m ³	△15%	
	21. 5～21. 6	907 m ³	15%	
	21. 5～21. 6	△1,217 m ³	△44%	

(表6) 現場調査等の結果が不明な事例

営業所名	使用月分 (平成年月 ～平成年月)	差水量	差水量 の割合	調査内容等
品川	21. 8～22. 1	△6,343 m ³ ～ △3,238 m ³	△33%～ △20%	現場調査に係る記載がないため、調査状況が不明である。
渋谷	17. 6～22. 1	△4,479 m ³ ～ △1,077 m ³	△70%～ △35%	チェックリストに担当者への調査指示は記載されているが、調査票等の記録がない。
板橋	21. 5～21. 12	△3,720 m ³ ～ △1,110 m ³	△91%～ △77%	チェックリストに様子見などの記載はあるが、調査票等の記録がない。
	17. 1～21. 12	△3,235 m ³ ～ △641 m ³	△88%～ △57%	調査票に数値等は記載されているが、調査結果の記載がない。
	20. 9～21. 12	△1,368 m ³ ～ △1,025 m ³	△67%～ △57%	調査票に数値等は記載されているが、机上調査以外の結果の記載がない。
	21. 2～21. 11	△1,151 m ³ ～ △731 m ³	△73%～ △64%	調査票に数値等は記載されているが、机上調査以外の結果の記載がない。

(表7) 調査に進展が認められない事例

営業所名	使用月分 (平成年月 ～平成年月)	差水量	差水量 の割合	調査内容等
杉並	21. 3～21. 12	△1,343 m ³ ～ △1,276 m ³	△36%～ △35%	平成 21. 5. 22 及び平成 21. 11. 4 に管理会社へ電話で漏水調査依頼を行った。
大田	21. 4～22. 1	△1,336 m ³ ～ △680 m ³	△86%～ △78%	現場調査についての記載なし。 平成 22. 1. 15 に給水課漏水防止第一係で漏水を確認した後、建物所有者に修理依頼を行った。
	21. 4～22. 1	△1,117 m ³ ～ △877 m ³	△86%～ △82%	現場調査についての記載なし。 平成 22. 1. 15 に給水課漏水防止第一係で漏水を確認した後、建物所有者に修理依頼を行った。
品川	21. 4～22. 1	△1,761 m ³ ～ △1,426 m ³	△73%～ △68%	現場調査で原因が不明のため、平成 22. 1. 18 に給水課漏水防止第二係へ調査依頼。建物所有者と未折衝。
練馬	16. 4～22. 1	△4,394 m ³ ～ △1,083 m ³	△86%～ △59%	漏水調査を依頼しているが、管理組合が対応しない。
板橋	21. 3～21. 12	△1,120 m ³ ～ △705 m ³	△63%～ △50%	机上調査の結果は記載されているが、現場調査の際、メータが回転していたり不動だったりするため、調査結果についての記載がない。
	20. 7～21. 12	△2,138 m ³ ～ △1,878 m ³	△81%～ △78%	平成 20. 5～20. 6 に△1,537 m ³ のタンク漏水認定がある。 平成 21. 4 調査の際、メータは回転していたが、その後は不動。
	20. 3～21. 12	1,300 m ³ ～ 1,145 m ³	103%～ 97%	机上調査の結果は記載されているが、現場調査についての記載なし。 メータ交換なし。
	18. 6～22. 1	△2,214 m ³ ～ △1,584 m ³	△80%～ △73%	平成 21. 4 及び平成 21. 7 調査の際、メータは不動だったが、他の調査時には回転。

(収 入)

(4) 賠償金請求に係る調定事務を適切に行うべきもの

多摩水道改革推進本部では、検針等業務委託の受託者が、水道メータの指針を読み間違えた場合やメータの呼び口径確認を怠った場合（以下「誤点検等」という。）には、約定により、受託者に対して損害に係る賠償金を請求することとしている。

ところで、本部における賠償金請求に係る調定事務について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 誤点検等は、不定期に発生している事案であり、検針業務受託者及び営業業務受託者が相互調整の上、発見の都度、経過や処理内容を記載した「料金更正算定票」や「誤点検根拠資料」

（以下「更正票等」という。）を作成し、速やかに所管課に届け出を行い、所管課では、更正票の内容を精査した上で、料金更正の許可を行っている。

このことから、誤点検等に係る賠償金の債権に係る調定は、誤点検発生の都度、行うべきものである。

しかしながら、本部は、権限者による意思決定も行わないまま、平成20年度は四半期分を、平成21年度については1か月分をまとめて特例調定を行っている。

イ 本部は、前月に発生した賠償金請求分について翌月以降に調定を行うとしているが、表8のとおり、調定までに概ね4か月程度を要している。このことについて、本部は、翌月初めに所管課から提出された1か月分の更正票等の内容審査、誤点検根拠資料との突合の後、文章修正及び計理審査等に時間を要するためとしている。

しかしながら、更正票等は、受託業者が誤点検等の発覚の都度、所管課に提出していることから、同時に計理担当部門に回付し、速やかに計理担当による内容審査が行えるよう、事務処理手順を見直せば、誤点検の発生月内に内容審査を終了することが可能であり、翌月初旬には、遅滞なく調定を行うことができる。

調定とは、徴収すべき歳入の内容（根拠、納入義務者等）を調査、決定する意思決定行為であることから、調定の遅延は、徴収すべき歳入が遅延するばかりでなく、適切に債権管理を行うことができない状況となることから、迅速に調定事務を行う必要がある。

本部は、事務処理方法を見直す等、賠償金請求に係る調定事務を迅速、適切に行われたい。

（多摩水道改革推進本部）

(表8) 賠償金請求に係る調定状況（平成22.2.3現在）

(単位：件、円)

発生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	47	26	37	26	39	35	28	87	99
賠償金請求額	21,973	16,905	19,431	未調定	未調定	未調定	未調定	未調定	未調定
調定月日	7.29	9.9	10.2						

(支 出)

(5) 効率的に管路調査を行うべきもの

給水部は、水道管の状態を調査することなどを目的として、管路維持管理業務委託単価契約（相手方：東京水道サービス株式会社、推定総金額：13億2,702万4,146円）を締結している。この契約の業務には、河川や軌道等を横断する管路の状況などを調査し、管路施設の診断などを行う横断管路調査業務が含まれている。

一方、各支所では、単価契約によって船舶を借り上げ、河川にかかる橋に設置された水道管の状態を支所職員が直接調査している（以下「河川管路調査」という。）。

ところで、部が実施する横断管路調査については、表9のとおり、河川管路調査と調査内容等に重複する部分があるものの、表10のとおり、同一箇所での河川管路調査と横断管路調査が近接した日程で行われている事例が見られる。

横断管路調査の報告書は、河川管路調査と比較して過去の調査結果も記載されるなど、内容が詳細かつ具体的であり、実施月の報告も、翌月中旬には部及び当該管路を所管する支所に提出されている。

より効率的な調査の実施方法を選定していくに当たっては、横断管路調査の実施箇所において、近接した日程での河川管路調査を省略することが可能であり、双方の調査予定を事前に十分調整する必要があるにもかかわらず、これを行っていない。

部は、これまで、大規模な漏水などに対する即応態勢を確保するため、河川管路調査については支所職員で行う必要があるとしているが、調査内容等によっては、支所職員が直接調査を行うべきかどうかを含めた検討も行われる必要がある。

部は、河川管路調査及び横断管路調査の内容を精査の上、効率的に管路調査を行われたい。

(給水部)

(表9) 横断管路調査と河川管路調査の調査内容等

	調査内容	調査の頻度	その他
横断管路調査	各設備の漏水の有無、破損、腐食及び塗装の劣化状況、付属設備及び支持金物の状況、安全対策の状況など	各箇所につき 7～8年に1回	口径、管種、数などを調査し、台帳及び図面の修正等を行う。また、管路データの蓄積と更新も行う。
河川管路調査	漏水の有無、管路の腐食状況、クランプの取付状況、その他異常の有無	各箇所につき 年1～2回	

(表 10) 平成 21 年度の横断管路調査と河川管路調査の実施状況

調査箇所	横断管路調査 実施日	河川管路調査 実施日	備考
金杉橋	平成 21. 8. 25	平成 21. 7. 21、平成 21. 9. 14	中央支所管内
新芝浦橋、港栄橋	平成 21. 8. 25	平成 21. 6. 19、平成 21. 8. 5	
飯田橋	平成 21. 8. 25	平成 22. 1. 15	
朝潮橋	平成 21. 11. 9	平成 21. 9. 25	
黎明橋、春海橋	平成 21. 12. 8	平成 21. 9. 25	
本奥戸橋	平成 21. 9. 24	平成 21. 7. 13、平成 21. 11. 2	東部第二支所管内
奥戸新橋	平成 21. 9. 24	平成 21. 6. 1、平成 21. 10. 5	
西之橋水管橋	平成 21. 11. 18	平成 21. 7. 13、平成 21. 11. 2	
鹿浜橋	平成 21. 9. 24	平成 21. 5. 12	

(その他)

(6) 検定有効期限満了メータの引換えができなかった事例について適正に処理すべきもの

局は、東京都給水条例（昭和 33 年東京都条例第 41 号）により、水道使用者の使用水量を計量するため、給水装置に都のメータを設置しており、メータは、計量法等により検定有効期限が定められている。

検定有効期限満了（以下「検満」という。）メータでは、適正に使用水量を計量できないことから正確な水道料金等の算定が妨げられ、徴収事務に支障を生ずることとなるため、各支所では、局が契約している業者に検満メータの引換えを発注している。

施工委託の結果、検満メータの引換えができなかったものについて、「給水課事務取扱手続」は、各支所が「有効期限切れメータ処置経過報告書」に処理経過を記録することとしている。

ところで、西部及び南部第一支所において、検満メータの引換えができなかったものについて、その処理経過を確認したところ、監査日（平成 22. 1. 20 及び平成 22. 2. 1）現在、表 11 のとおり、長期にわたり水道使用者と折衝を行っていないものが認められた。

検満メータでは適正に使用水量を計量できないことから、検満メータの引換えに向けて水道使用者と折衝を重ねるべきであるが、それをせず引き換えていないことは適正でない。

各支所は、検満メータの引換えができなかった事例について適正に処理されたい。

（西部支所）

（南部第一支所）

(表 1 1) 検定有効期限満了メータの引換え未済事例の状況

支所名	水道 使用者	有効期限	最終 折衝年月	引換未済の原因等
西部	E	平成 18. 9	平成 18. 6	水道使用者が引換を拒否しているため。
	F	平成 18. 7	平成 18. 4	過去の引換でトラブルが生じたことから、大家が引換を拒否しているため。
	G	平成 19. 2	平成 18. 4	
	H	平成 20. 6	平成 20. 4	水道使用者が入院中であることから立会者を連絡するよう依頼しているが、連絡がないため。
	I ほか 2名	平成 18.10	平成 18. 8	他の部屋と有効期限が異なることについて、支所の説明不足から理解が得られず、大家が引換を拒否しているため。
	J	平成 21. 2	平成 20.12	水道使用者がメータボックスに荷物を積載していることから、移動するよう依頼しているが、改善されていないため。
	K	平成 20. 3	平成 19.12	水道使用者がメータ移設時に引換を希望しているが、メータ移設が行われていないため。
	L	平成 18. 2	平成 18. 2	建物の解体予定があり、水道使用者は建物解体時にメータの引上げを希望しているが、解体が行われていないため。
	Mほか 36名	平成 19. 2	平成 19. 2	水道使用者と交渉していたが、結論を得ないまま中断させているため。
	N	平成 19. 8	平成 19. 6	建物の解体予定があり、水道使用者は建物解体時にメータの引上げを希望しているが、解体が行われていないため。
南部第一	O	平成 19.11	平成 21. 7	局発注の工事でトラブルが生じたことから、水道使用者が交換を拒否しているため。
	P	平成 19.11	平成 21. 6	水道メータ試験でトラブルが生じたことから、水道使用者が交換を拒否しているため。

2 トップインタビュー

(1) 高度浄水処理の導入について

高度浄水処理については、計画に基づき着実に整備を進めている。

平成 25 年度末には、利根川、荒川を原水とする全浄水場への高度浄水処理の導入が完了することから、より安全でおいしい水道水を水道使用者に提供できる体制が整う。

(2) 災害（震災）対策の推進について

震災対策は、関東大震災の被害を教訓として、築造する施設に耐震構造を取り入れ、水道管についても、送・配水管を強度に優れたダクタイル鋳鉄管に、各家庭への給水管をステンレス管に更新してきた。

現在は、100%に近い更新が達成できたことから、配水管・給水管自体についての強度や耐震性は高いものとなっている。

さらに、阪神・淡路大震災において、水道管の接合部分の抜け出しによる被害が多発したことを踏まえ、水道管の抜け出し防止機能を有する耐震継手管への更新を進めている。

(3) 人材の育成及び技術の継承について

ベテラン職員の大量退職時代を迎える中においては、これらの職員が持つ技術や業務ノウハウを的確に継承できるよう、様々な人材育成を行っていくことが重要な課題である。

このため、研修・開発センターでは、実技フィールドを活用した配管実習や事故発生時の模擬訓練のための職員教育訓練システムを活用し、実践的な研修を実施している。

さらに、ナレッジマネジメントシステムを構築し、技術やノウハウ等を映像化する等により、わかりやすく学習できるようにしている。

このように、様々な工夫を凝らしながら、貴重な技術やノウハウの継承に努めていく。

(4) 「東京水道経営プラン2010」について

平成22年1月、新しい経営計画として、平成22年度から24年度までを計画期間とする「東京水道経営プラン2010」を策定した。

この計画は、目標管理と成果重視の視点に立ち、都民への説明責任を果たしていくため、3年間に取り組んでいく施策の事業計画と財政計画を明らかにしたものである。

主な施策としては、安全でおいしい水の安定的な供給として、高度浄水施設の着実な整備とともに高度浄水処理の優れた効果に関するPRや、水道管路の耐震継手化をはじめとする耐震対策などを一層推進していく。

また、蛇口から直接水を飲むという水道文化を次世代に継承するための取組として、小学校等に対する訪問授業「水道キャラバン」の継続とともに、「公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業」の対象を公立中学校にも拡大していく。

さらに、国際貢献では、新たに当局所管の監理団体が有する高い水道技術や運営ノウハウなどを活用していく。

このほか、お客さまサービスの充実や効率経営などに努め、都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとして、一層確かな安心・安定を実感できる水道サービスを提供していく。

下水道局

1 指摘事項

(収入)

(1) 下水道料金の算定を適切に行うべきもの

局は、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）に基づき下水道料金を徴収しており、この料金には、家庭から排出される汚水のほかに工事湧水やその他汚水などがある。

また、下水道料金の算定事務については、経理部発行の「業務事務の手引」にて具体的な事務取扱い手続きを定めている。

ところで、これらの下水道料金の算定事務について見たところ、東部第二下水道事務所及び西部第二下水道事務所において、以下のとおり、不適切な事例が認められた。

両所は、下水道料金の算定を適切に行われたい。

(東部第二下水道事務所)

(西部第二下水道事務所)

ア 東部第二下水道事務所における、工事湧水（場所：葛飾区四つ木2-19、一時使用期間：平成20年7月28日から平成21年12月18日、使用者：A）に伴う下水道の一時使用の料金算定について見たところ、①料金算定の根拠となる、所による実測データを記載する「汚水排出量調査票」が作成されておらず、Aから毎月提出される報告書の数値を基に料金を算定していること、②Aから提出された一時使用の廃止届では、本件の使用廃止日を平成21年12月18日としているにもかかわらず、Aからの廃止届を事後の平成22年1月5日に受領しているため、所による正確な廃止日の確認ができていないことなどが認められた。

所は、必要な帳票の作成を行うとともに、使用者に廃止届を遅滞なく提出するよう指導するなど、料金算定事務を適切に行う必要がある。

イ 西部第二下水道事務所では、所管内の使用者Bが所有する汚泥脱水施設から排出される汚水の料金算定（直近10カ月（平成21.2.14～平成21.12.14）分の汚水排出量：14,242^m、下水道料金：492万3,123円）を行っている。

ところで、この内容について見たところ、①Bから2か月ごとにFAXにより報告された搬入汚泥量（t単位、汚水を含んでいる）のみで認定していたこと、②平成元年に算定された処理汚水発生率0.936^m/tを約20年間変動がないとして、実地検査等も行わずに料金算定を行っていたこと、③当該施設が監査日（平成22年2月2日）現在も使用中であるかの確認を行っていないことなどが認められた。

所は、処理汚水発生排出量の認定に当たり、使用者から提出されたデータ及び施設の稼働状況並びに処理汚水発生率について、適時実地検査するなど十分な確認を行う必要がある。

※1 処理汚水発生率：汚泥（1t単位）に対し、汚水（1^m単位）が含まれている率（本件は0.936）

※2 処理汚水発生排出量：搬入汚泥量（t単位）を基に、0.936を乗じて排出量（^m単位）を算出

(2) 汚水ます嵩上げ工事費について、区に負担させるべきもの

世田谷区（以下「区」という。）は、三軒茶屋二丁目30番に設置している遊歩道を再整備するに当たり、都が設置した遊歩道内の6か所の汚水ますについて、周りの地面より低くなっていたため、改修工事（嵩上げ工事）の施工を南部下水道事務所に依頼している。

所では、これを受けて、管きよ維持補修工事契約（契約期間：平成21. 4. 1～平成22. 3. 31）により、嵩上げ工事を行い、工事代金36万7,920円を支払っている。

ところで、同地は、蛇崩川（じゃくずれがわ）幹線上部（下水道局用地）を区に昭和50年12月に使用承認し、これを5年ごとに自動更新してきた土地であり、使用承認条件として「人孔、汚水ます等を嵩上げする場合には、当局（下水道局）と協議し貴区（世田谷区）の負担において施行すること。」とされていることから、当該案件に係る費用は区が負担すべきである。

しかしながら、監査日（平成22. 1. 29）現在、所は区に対し、工事代金について負担を求めておらず、適正でない。

所は、汚水ます嵩上げ工事費について、区に負担させられたい。

（ 南部下水道事務所 ）

2 トップインタビュー

(1) 「経営計画2007」の着実な推進及び新たな経営計画の策定について

区部の下水道普及率は概ね100%となっているが、下水道施設の老朽化の進行や多発する都市型水害等の課題に的確に対応していく必要がある。このため、施設を更新する際には、機能向上も含めた下水道管の再構築をペースアップするとともに、浸水対策や合流式下水道の改善等に取り組んでいる。

多摩地域では、公共下水道を管理する市町村と協同で実施することを基本に事業の効率化を進め、未普及地域の解消に向けた流域下水道の整備や水環境の改善に取り組んでいる。

なお、平成22年2月に、新たに平成22年度から平成24年度までを計画期間とする「経営計画2010」を策定した。

(2) 地球温暖化対策について

下水道局は、都の事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量の約4割を占める最大の排出者であるが、京都議定書の目標を達成するため、地球温暖化防止計画「アースプラン2004」を着実に推進し、下水汚泥の高温焼却や汚泥炭化施設、下水汚泥と木質系バイオマスの混合焼却施設等の整備、下水道施設の省エネルギーシステムへの転換などに積極的に取り組み、温室効果ガスの削減に努めている。

さらに、カーボンマイナス東京10年プロジェクトで掲げる温室効果ガス25%削減に貢献するため、平成22年2月に、新たな地球温暖化防止計画「アースプラン2010」を策定した。

教 育 庁

1 指摘事項

(歳 入)

(1) 授業料の未納管理を適切に行うべきもの

都立高等学校における授業料の未納管理について見たところ、次のとおり、問題点が見受けられた。

学校は、授業料の未納管理を適切に行われたい。

- ① 淵江高等学校では、平成21年度の授業料の長期滞納者20人に対し、納入期ごとの督促を文書で行っておらず、数回分をまとめて督促又は年度末に一時に督促していた。

また、納入計画書等を適切に提出させておらず、15人については納入計画書がなかった。納入計画書の提出があった5人についても、納期ごとの納入の確認や督促が行われていなかった。

このため監査日（平成22. 5. 18）現在で11人、総額80万1,800円の滞納が解消していない。

- ② 大泉桜高等学校では、平成21年度に、表1のとおり、2人の生徒について、授業料の未納を理由とした退学処分を行っている。退学処分に当たり、未納となっていた授業料については免除している。

しかしながら、学校は、生徒A及びBには、積立金の残額があるにもかかわらず、充当のための交渉をせず全額返金している。

また、生徒Aについては、平成21年7月に、平成21年度前期分の授業料として5万7,600円が、口座振替により引き落とされている。この授業料は、本来、そのまま当該期分の授業料として収入すべきであり、授業料の未納があるにもかかわらず、当該生徒の保護者に依頼されたことにより還付している。

（ 淵江高等学校 ）

（ 大泉桜高等学校 ）

(表1) 処分退学者の未納額

生徒名	未納額	積立金返還額
A	172,800 円（20年度前・後期及び21年度前期）	12,073 円
B	244,800 円（20年度前・後期及び21年度前・後期）	24,274 円

(歳 出)

(2) 生徒の校外実習等に関する交通費の支給について基準を定めるべきもの

都立学校教育部では、表2のとおり、生徒の校外実習等に係る交通費を資金前渡により支給している。工業拠点校実習交通費は、実習設備を集中配置している拠点校までの交通費を公費で負

担するものであり、都民広場花壇植栽作業交通費は、都からの依頼により実施しているため交通費を公費で負担するものである。

ところで、各学校における、交通費の支給事務について見たところ、表3のとおり、各学校が独自の方法で支給事務を行っており、交通費の算出方法や精算手続について統一性がないことが認められた。

これは、部が基準を定め、基準に従って支給事務が行われる必要があるが、交通費の算出方法や精算手続について何ら定めていないためであり、算出方法については、公平性を欠き、精算手続については、生徒の領収を確認できる書類を添付している学校と、添付していない学校が存在する状況となっていることは、適切でない。

部は、生徒の校外実習等に係る交通費の支給が適切に行われるよう基準を定められたい。

(都立学校教育部)

(表2) 生徒に支給する交通費の種類

工業拠点校実習交通費	工業高等学校の拠点校へ実習に行く生徒について、拠点校までの交通費を支給する。学校・学科によって所要回数は異なる。
都民広場花壇植栽作業交通費	農業系高校6校の生徒について、都庁都民広場花壇の植栽作業に係る都庁までの交通費を支給する。年2回実施。

(表3) 各学校の実施状況

学校名	交通費の算出方法	執行方法	平成21年度実施規模
荒川工業	自宅から拠点校までの往復交通費。各生徒から調査に基づき、通学経路を加味して算出。現地集合現地解散。	当日教員から生徒に支給。校長の支払証明書にて精算。	支出額： 207,120円 実施回数： 19回 延対象人数： 435人
墨田工業	自校最寄駅から拠点校までの往復交通費。通学経路を加味せず算出。現地集合現地解散又は学校集合現地解散。	当日教員から生徒に支給。生徒の領収印又は署名を受け精算。	支出額： 230,580円 実施回数： 35回 延対象人数： 549人
農産	自校最寄駅から新宿までの往復交通費。通学経路を加味せず算出。自校最寄駅集合現地解散。	当日教員から生徒に支給。校長の支払証明書にて精算。	支出額： 14,400円 実施回数： 2回 延対象人数： 16人

(注) 荒川工業及び墨田工業は工業拠点校実習交通費、農産は都民広場花壇植栽作業交通費。

(3) 商業高等学校間ネットワークの活用状況について把握すべきもの

都立学校教育部は、平成20年度から、商業教育用ソフトウェアの共有、教室ごとに設置しているサーバの集約を目的として、都立商業高等学校9校をネットワークで接続する商業高等学校間ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の整備を行っている。

ところで、赤羽商業高等学校でネットワークの活用状況について確認したところ、平成21年度にネットワークを接続後、既存の校内ネットワークに不具合が生じたことから、原因調査のためネットワークを遮断している。ネットワークを再接続したのは、導入した3教室のうち、1教室は平成21年12月、2教室は平成22年3月であり、平成21年度中はほぼネットワークが

使用できない状態だった。

こうした状況は、ネットワークを整備した都立学校教育部には伝わっておらず、トラブルの発生を把握していなかった。

部は、商業高等学校間ネットワークの十分な活用が図られるよう、利用状況及び不都合の発生状況を把握されたい。

(都立学校教育部)

(4) 土壌調査を適切に実施すべきもの

都立学校教育部は、武蔵野北高等学校改修工事に伴う土壌調査委託を、表4のとおり実施している。

この調査委託について見たところ、第二回調査委託及び第三回調査委託において、調査箇所が土壌調査で9箇所、土壌ガス調査で6箇所重複していた。このため、24万1,500円の不経済支出となっている。

部は、土壌調査を適切に実施されたい。

(都立学校教育部)

(表4) 土壌調査契約

契約名	契約金額	契約期間	調査箇所
都立武蔵野北高等学校改修工事に伴う土壌調査委託 (第二回概況調査)	1,774,500 円	平成 21.9.29 ～21.10.31	土壌調査 38 箇所 38 検体、 土壌ガス調査 38 箇所
都立武蔵野北高等学校改修工事に伴う土壌調査委託 (第三回概況調査)	1,764,000 円	平成 22.1.16 ～22.2.26	土壌調査 55 箇所 35 検体、 土壌ガス調査 33 箇所

(注) 土壌調査は、事前の土地履歴調査の結果、汚染の可能性が少ないとされた範囲については、複数の箇所で採取した土壌を1検体として分析している。

(5) 特定化学物質等取扱業務従事者健診を確実に受診させるべきもの

福利厚生部は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第66条の規定に基づいて、都立学校に勤務する化学等の教職員を対象として、授業等で扱う薬品等の人体への影響の有無を検査するために、「都立学校教職員特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診委託(単価契約)」を締結している(推定総金額:128万3,100円、受診予定人数:300人)。

部は、本健診の受診対象を、特定化学物質障害予防規則第39条、有機溶剤中毒予防規則第29条等に定める物質(以下「特定化学物質」という。)の取扱い業務を週1回または、年1か月程度行う都立学校教職員(再任用職員・嘱託員・非常勤講師・臨時的任用職員を含む。以下「受診対象者」という。)としているが、受診対象者を把握するための調査を行っていない。そのため、表5のとおり、平成21年度の受診者は23人となっているが、受診対象者全員が受診している

かを把握できない状態となっている。

本来、法により学校設置者が実施を義務付けられている健診については、受診対象者を適切に把握するとともに、確実に受診させなければならないにもかかわらず、部は、これを把握していない。

部は、受診対象者を適切に把握するとともに、確実に受診させられたい。

(福利厚生部)

(表 5) 特定化学物質等取扱業務従事者健診の受診状況

(単位：人)

実施年度	化学等の教員数			受診者数
	化学	工業化学	計	
平成 19 年度	295	39	334	36
平成 20 年度	264	32	296	9
平成 21 年度	252	14	266	23

(6) 教職員住宅改修工事契約に係る契約手続を適正に行うべきもの

大島出張所は、平成 21 年 12 月から翌年 2 月にかけての 3 か月間で、利島の「東山住宅 3 号棟給水管及びガス管改修工事」について、表 6 のとおり、随意契約（予定価格 2,499,000 円）を 3 件締結して行っている。

ところで、当該工事は、全 12 戸を 3 分割し、4 戸ごとに同一内容の工事契約を締結（3 契約とも、同一の 3 業者から同一内容の見積書を徴取）して行っている。

しかしながら、当該工事案件は、本来は 1 件の契約として、予定価格が 250 万円を超えることから希望制指名競争入札で行うべきものであり、個別の随意契約により行っているのは適正でない。

所は、教職員住宅改修工事契約に係る契約手続を適正に行われたい。

(大島出張所)

(表 6) 契約状況

(単位：円)

番号	予定価格	契約金額	契約相手方	契約月日	履行期限
1	2,499,000	2,394,000	C 社	平成 21.12.15	平成 22. 1.29
2	2,499,000	2,394,000	C 社	平成 22. 1. 7	平成 22. 1.29
3	2,499,000	2,394,000	C 社	平成 22. 1.21	平成 22. 2.26

(その他)

(7) 学校徴収金の管理を適切に行うべきもの

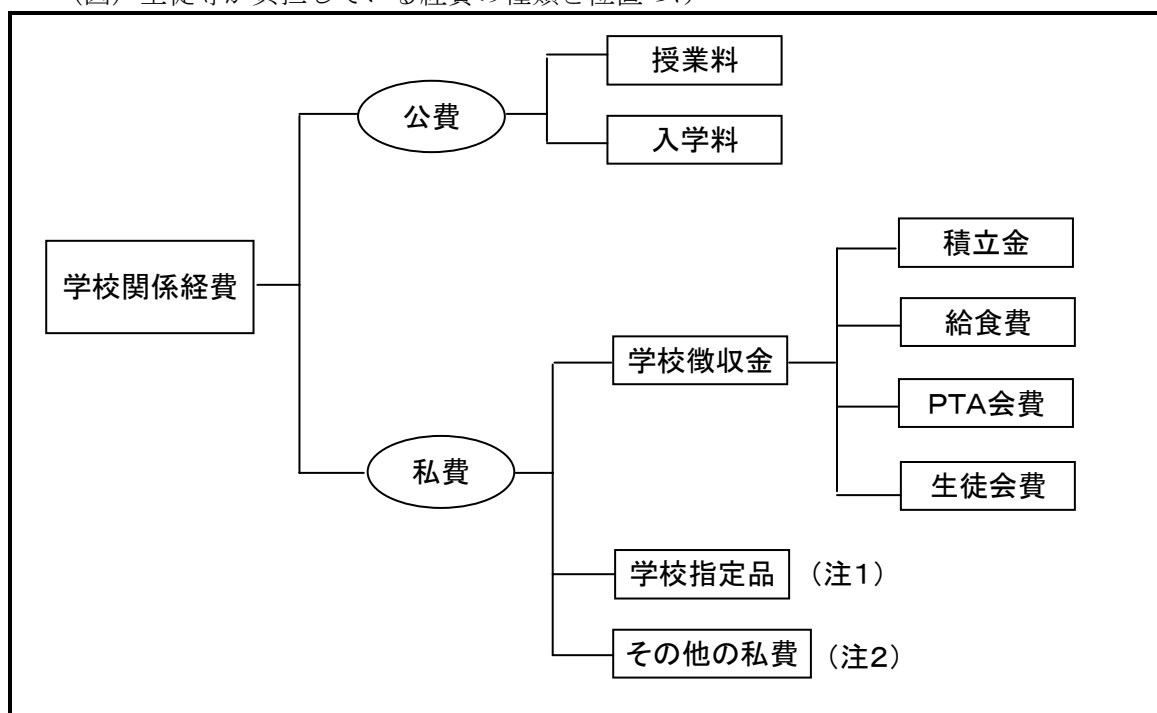
学校では、図のとおり、授業料のほかに、受益者負担の観点から、生徒の個人負担に係る経費として学校徴収金を徴収している。

学校徴収金の一部として徴収している積立金は、副教材や修学旅行等に係る費用の支払に充て

るものであることから、生徒ごとの収支は個人別管理表を作成して管理している。

学校徴収金の管理について見たところ、次のとおり、問題点が見受けられた。

(図) 生徒等が負担している経費の種類と位置づけ



(注1) 学校指定品とは、制服や体操着など、製品を学校が指定して、生徒が直接購入する学校教育用品である。

(注2) その他学校で徴収及び支払いを行っている現金

ア 積立金の執行に関する指導を徹底すべきもの

各学校において積立金による副教材の購入等に係る事務処理を見たところ、本来、購入の意思決定を経た上で発注し、納品後において代金支払いの意思決定の後に支出を行うべきところであるが、表7のとおり、各学校では、事前に担当者が業者へ発注した後、納品後に事案の意思決定を行っている不適切な状況（以下「事後決裁」という。）が認められた。

都立学校教育部は、積立金からの支出に際しては、学校徴収金事務取扱規程（平成17.4.1付16教学高第2219号、以下「規程」という。）で「支出承認書」によることと定めている。しかしながら、本様式は、会計上の支払いを決定する様式にとどまり、購入の意思決定を行える様式となっていない。

部は、積立金会計事務に関する事務手引等により、発注を行うより前に、購入の意思決定を行うことについての事務フローについて各学校を指導しているものの徹底されておらず、発注前に行うべき手続きが省略され、納品後に、納品書を添付した「支出承認書」による事後決裁を行っている。

この状況の改善のため、部は、規程において、「支出承認書」の様式に、明確に購入の意思決定欄を定めることが必要である。

部は、積立金の執行に係る意思決定様式の変更を図るとともに、各学校の処理について指導を徹底されたい。

(都立学校教育部)

(表7) 積立金による事後決裁の事例

件名	学校名	業者からの納品日	支出承認書起案日
副教材購入	北多摩	21.7.2	21.8.17
模擬試験費用	日野	21.8.21	21.9.28
副教材購入	町田	21.10.26	21.10.30
模擬試験費用	東大和南	21.6.30	21.7.13
文具購入	武蔵村山	21.3.25	21.4.28
副教材購入	清瀬	21.4.8	21.4.15
副教材購入	国立	21.11.19	21.12.1

イ 積立金が不足している場合の支出管理を適切に行うべきもの

① 八潮高等学校で、積立金の管理について見たところ、平成21年度末で2人の生徒が長期滞納でかつ積立金不足の状況(不足額1万5,709円及び5万1,189円)となっていた。これは、当該生徒が積立金不足でありながら、2年次の修学旅行(費用7万2,804円)に参加したことによるものである。

② 南平高等学校の生徒1人については、積立金が未納であるにもかかわらず、芸術鑑賞教室など積立金による経費支出がなされているため、年度末現在において、個人別の収支が1万5,236円の積立不足が生じている。

学校は、当該生徒に対して、積立金の納付を求める通知を出しているものの、支払いがない場合は、学校行事への参加は見合わせてもらう等の告知をしておらず、芸術鑑賞教室等の学校行事への参加の承認や教材の配布を続けている。

学校は、積立金が不足している場合の支出管理を適切に行われたい。

(八潮高等学校)

(南平高等学校)

ウ 積立金の管理を適切に行うべきもの

墨田川高等学校における平成21年度卒業生の積立金の精算状況を見たところ、1万1,557円の積立金不足の生徒がいるため、学年全体で資金不足が生じていた。

学校は、積立金残額のある各生徒に対して返還を行っていたが、これは、未納授業料への充当の承諾を得ている他の生徒の積立金残額を流用することにより行ったものである。こうした状況の中で、監査日(平成22.5.18)現在、本来徴収すべき積立金の未納額1万1,557円が徴収されておらず、授業料への充当も行われていない。

ところで、積立金を管理するにあたっては、①支出超過が起こる前に執行を停止すること、②未納者に対しては適時に適切な催告を行うこと、③卒業時の精算・返還にあたっては、未納を解

消したうえで行うべきこと、が必要であることから、

- ① 積立金の支出超過が起こる前に執行を停止しなかったこと
- ② 個人別管理簿がなく、適切な督促が行われていたとはいえない状況であること
- ③ 積立金の未納が解消していないにもかかわらず、他の生徒の授業料に充当されるべき積立金残額を積立金返還に流用したこと

は適切でない。

学校は積立金の管理を適切に行われたい。

(墨田川高等学校)

エ 積立金からの充当を適切に行うべきもの

- ① 桐ヶ丘高等学校では、積立金の残高があり、授業料が未納となっている生徒について、授業料への振替を行っているが、積立金残高が2万5,783円しかないのに2万6,100円を未納授業料に振り替えており、その結果、積立金の不足が生じている。また、未納授業料が発生した場合に、積立金から充当することについて確認する書面の提出を入学時に求めているのみで、実際に未納額を充当する際には同意書の提出を求めている。
- ② 松原高等学校では、積立金の精算に当たり、授業料の未納があるにもかかわらず、未納授業料への充当の承認を求めることなく積立金を精算し、残額の返還を行っているのは適切でない。

学校は、積立金からの充当を適切に行われたい。

(桐ヶ丘高等学校)

(松原高等学校)

オ 転退学時における積立金の返還を早急に行うべきもの

- ① 忍岡高等学校における転退学時の積立金の精算状況を見たところ、監査日(平成22.5.17)現在、表8のとおり、13人分の積立金残額30万9,716円の返還が行われていないことが認められた。
- ② 東大和南高等学校における積立金についての事務処理を見たところ、表9のとおり、返還が遅れていることが認められた。

学校は積立金の返還を速やかに行われたい。

(忍岡高等学校)

(東大和南高等学校)

(表8) 忍岡高等学校における積立金要返還額

(単位：円)

番号	転退学日	要返還額
1	平成 21. 3.31	19,439
2	平成 21. 3.31	15,943
3	平成 21. 3.31	43,153
4	平成 21. 3.31	35,114
5	平成 21. 3.31	19,439
6	平成 21. 4.19	19,256
7	平成 21. 4.19	19,256
8	平成 21. 8.31	25,730
9	平成 21. 9.30	25,730
10	平成 21.11.11	21,962
11	平成 22. 3.31	21,965
12	平成 22. 3.31	21,965
13	平成 22. 4. 1	20,764
計		309,716

(表9) 東大和南高等学校における転退学者への積立金の返済状況

(単位：円)

番号	転退学日	返還額	返還日
1	平成 20.11.22	41,446	平成 21.6.8
2	平成 20.12.12	84,013	
3	平成 21. 3.25	37,486	
4	平成 21. 3.31	37,486	
5	平成 21. 3.31	58,689	

カ 学校徴収金に関する個人別管理簿を適切に作成すべきもの

福生高等学校は、積立金等の学校徴収金を毎年度徴収しており、滞納者に対しては督促等を行い、その処理経過を個人別管理簿に記載している。

ところで、平成21年度末において学校徴収金の未納のある生徒のうち、個人別管理簿において長期にわたり記載がないものや、全く記載のないものが表10のとおり多数認められたのは適切でない。

学校は、学校徴収金に関する個人別管理簿を適切に作成されたい。

(福生高等学校)

(表 1 0) 学校徴収金に関する未納及び個人別管理簿の作成状況 (平成 2 1 年度末現在)
(単位:円)

番号	平成21年度要徴収額	年度末現在未納金額	個人別管理簿の作成状況
1	20,000	10,000	8月以降の記載なし
2	50,000	28,000	8月以降の記載なし
3	50,000	30,000	8月以降の記載なし
4	50,000	30,000	8月以降の記載なし
5	30,000	30,000	8月「徴収断念」の記載
6	34,000	8,605	9月以降の記載なし
7	34,000	15,000	10月以降の記載なし
8	20,000	5,000	11月以降の記載なし
9	30,000	30,000	11月以降の記載なし
10	50,000	14,000	記載なし
11	71,000	30,000	個人別管理簿なし

キ 学校徴収金の支出を適切に行うべきもの

教育庁は、学校徴収金の事務処理に当たり、「都立高等学校運営費標準」(昭和45年度策定)において、「生徒の個人負担とする経費」として、表11の要件を列挙している。また、個人負担の考え方は、「受益者負担」及び「生徒に還元される」ことが原則とするものの、それらは限定的にとらえる必要があるとしている。

しかしながら、学校における学校徴収金の執行を見たところ、次のとおり、学校徴収金である生徒会費から不適切な支出を行っている事例が見受けられた。

- ① 小川高等学校は、放送委員会の経費として、放送室のマイク(2万370円)と電源ケーブル(3,885円)を購入しているが、両者とも、表11に示した要件のいずれにも該当せず、また、放送委員会のみに限らず、その他の生徒や教員等も使用するものであるため、生徒会費により支出するのは適切ではない。
- ② 田無工業高等学校は、高校保健ニュース(1万5,900円)及び心の健康ニュース(7,500円)を購入しているが、両者とも、表11に示した要件のいずれにも該当しないこと、ニュースの購入及び校内掲示など保健に関する啓蒙を目的とした経費の執行は、学校経営の取組目標として「保健指導の充実」を掲げる学校の予算(公費)により執行すべきことから、生徒会費により支出するのは適切ではない。

学校は、学校徴収金の支出を適切に行われたい。

(小川高等学校)

(田無工業高等学校)

(表11) 「生徒の個人負担とする経費」について

①	生徒個人の所有物として家庭・学校のいずれにおいても使用できるもの
②	学年又は学級全員若しくは特定の集団全員が個人用の教材・教具として使用するもの
③	教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、又はそれから生じる直接的利益が生徒個人に還元するもの
④	家庭を場として行われる教育に要する経費と通学に要する経費等
⑤	P T A等学校関係団体の活動、管理運営に要する経費

ク 給食費の徴収等を適正に行うべきもの

小金井工業高等学校定時制課程では、在籍生徒に対して給食を実施しており、給食費（1学年の場合：年額6万6,150円（@350円×189日））は、年4回に分割のうえ納付期限内に納付することとされている。

ところで、平成21年度において、2学期分の給食費の納入状況について見たところ、給食費の納入期限を7月10日と設定して、6月24日に保護者に通知しているにもかかわらず、表12のとおり、給食が開始されるまでに給食費が納入されていない事例が認められたのは適切でない。

これは、給食費の納入が行われない場合は給食が受けられないことについて、事前の周知が徹底されず、実際に納入が行われない場合にも給食を停止しなかったためである。

学校は、給食費の徴収等を適正に行われたい。

（小金井工業高等学校）

(表12) 給食費の納入が遅れている事例(平成21年度、2学期分)

番号	給食開始日	納入等が行われた日	給食費納入までの給食状況	備考
1	9月2日	10月6日	20食	
2		年度末までに積立金で充当	15食	9月28日給食辞退届け受理
3		9月30日	17食	
4		10月2日	18食	
5		9月25日	14食	
6		2月12日	86食	
7		2月3日	39食	11月5日給食辞退届け受理
8		年度末までに積立金で充当	13食	9月24日給食辞退届け受理
9		11月10日	42食	
10		11月5日	39食	

(注) 給食費（2学期分）：25,200円（@350円×72日）を7月10日までに入金することとなっている。

(8) 事務処理を適切に行うとともに校長等による事務の統制を十分に行うべきもの

大崎高等学校の定時制課程における授業料及び学校徴収金等に関する事務について見たところ、次のとおり不適切な点が見受けられた。

① 授業料未納者への督促について

学校では、複数年度にわたる授業料の未納（平成19年度から21年度まで、60人、162万5,425円）が発生している。

未納者に対する督促では、平成20年度以前の発生分（14人、38万4,385円）については、平成21年10月以降、督促を行っておらず、平成21年度に未納が発生した分については、平成22年3月卒業予定者を除き、平成21年度中には督促を行っていない。また、卒業予定者については平成22年2月に督促したものの、うち生徒1人については、卒業後の監査日（平成22.5.21）現在も、平成21年度の授業料全額が未納となっている。

② 授業料の減免について

授業料の減額・免除の決定に当たり、平成21年度には、年度途中で基準が一部変更され、再審査による授業料免除が可能であったにもかかわらず、保護者への周知が図られていなかったため、生徒2人が、再審査の申請を行うことができなかった。

③ 学校徴収金の管理について

積立金の未納があるため残高が不足しているにもかかわらず、副教材費等の支出を行っている生徒が3人（不足額12万1,155円）おり、うち1人については、修学旅行費用（6万3,511円）の支出も行っている。また、卒業時や転・退学時には、当該生徒の積立金の精算を行い、残額があれば返還すべきであるにもかかわらず、平成21年度途中で退学した生徒2人については、残額（15万4,764円）が返還されていない。

④ 給食費の管理について

個人別の給食費を管理している給食会計及び食材購入に係る経理を行っている食材会計について見たところ、給食会計では、給食費は前納が原則であるにもかかわらず、未納者に対して徴収努力が十分に行われていないため、平成21年度末で多額の滞納（63人、253万8,300円）が生じている。また、食材会計では、同年度末において158万5,151円の資金不足が生じているほか、監査日（平成22.5.21）現在、食材納入業者への平成22年2月分から同年3月分までの支払（182万2,351円）を行っていないなど、支払遅延が常態化している。

このように種々の問題点が発生している状況は、事務担当者による事務処理が不適切であったこととともに、校長や経営企画室長などによる事務の統制が不十分であったために発生したものである。

学校は、収入事務に係る管理を適切に行うとともに、校長等による事務の統制を十分に行われたい。

（大崎高等学校）

警 視 庁

1 トップインタビュー

(1) 犯罪情勢への的確な対応について

平成15年から「犯罪抑止総合対策」の推進により、「安全・安心な街、東京」の体現を目指しているところであり、都民の平穏な生活を脅かす犯罪に指向した検挙・防犯対策を推進した結果、都内の刑法犯の認知件数は、7年連続で減少するなど着実に成果が表れている。

本年も引き続き、本対策を徹底し、体感治安の回復に向け全庁を挙げて取り組んでいる。

(2) 振り込め詐欺対策について

振り込め詐欺は、平成15年以降全国的に多発している。平成18年には都内における被害額が60億円を超えたことから、総力を挙げて各種対策や官民一体となった総合的な取組を推進し、その結果、平成21年は被害額が約22億円に激減するとともに検挙件数も上昇した。

(3) 「規範意識の向上」や「地域社会の絆づくり」の醸成について

平成20年12月、政府の犯罪対策閣僚会議は「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定した。警視庁では、昨年3月「警視庁施策総合検討委員会」を設置し、本計画で示された治安上の問題を始めとする各種課題に取り組んでいる。

「身近な犯罪に強い社会の構築」はその課題の一つであり、「規範意識の向上」や「地域社会の絆づくり」の醸成に全力を挙げている。万引きは、初発型犯罪であるとともに、規範意識の低下を象徴する犯罪であるため、「万引きをさせない社会環境づくり」に向けた地域ぐるみの対策を実施している。また、インターネットカフェ等は、多くの店舗で本人確認・利用記録の保存がなく、犯罪者を特定できないなどの問題点があったため、平成22年第一回都議会定例会に「インターネット端末利用営業の規制に関する条例案」を上程し、本年3月可決、成立した。